

平成 28 年第 3 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 9 月 7 日 開会

平成 28 年 9 月 14 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成二十八年 第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

平成二十八年 第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

平成28年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○村長挨拶	7
○諸般の報告	8
○請願、陳情等の委員会付託	9
○議案第1号～議案第11号の一括上程、提案理由の説明	9
○認定第1号～認定第9号の一括上程	13
○決算書会計管理者説明	13
○平成27年度決算審査意見書報告	22
○散会の宣告	25

第 2 号 (9月13日)

○議事日程	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
○事務局職員出席者	27

○開議の宣告	2 8
○議事日程の説明	2 8
○一般質問	2 8
坂口和子君	2 8
小山福績君	4 4
塚原利彦君	5 8
塚原義昭君	7 5
峰田昶君	9 2
○委員長報告	1 0 5
○散会の宣告	1 0 7

第 3 号 (9月14日)

○議事日程	1 0 9
○出席議員	1 1 0
○欠席議員	1 1 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 0
○事務局職員出席者	1 1 1
○開議の宣告	1 1 2
○議事日程の説明	1 1 2
○認定第1号の質疑、討論、採決	1 1 2
○認定第2号の質疑、討論、採決	1 1 3
○認定第3号の質疑、討論、採決	1 1 4
○認定第4号の質疑、討論、採決	1 1 4
○認定第5号の質疑、討論、採決	1 1 5
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 1 5
○認定第7号の質疑、討論、採決	1 1 6
○認定第8号の質疑、討論、採決	1 1 6
○認定第9号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 1 8

○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 2 5
○同意第 1 号～同意第 3 号の一括上程、提案理由の説明	1 2 6
○同意第 1 号の質疑、採決	1 2 8
○同意第 2 号の質疑、採決	1 3 0
○同意第 3 号の質疑、採決	1 3 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
○発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決	1 3 3
○閉会中の継続審査の申し出について	1 3 4
○村長挨拶	1 3 4
○閉会の宣告	1 3 5

○ 招 集 告 示

麻績村告示第37号

平成28年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月29日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成28年9月7日（水） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君
4番 宮下仁雄君
6番 峰田昶君
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君
5番 塚原義昭君
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成28年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成28年9月7日（水）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第11号まで一括上程

議案第 1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第2号）

議案第 4号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 7号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 8号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 9号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 認定第1号から認定第9号まで一括上程

認定第 1号 平成27年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成27年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成27年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成27年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 決算書会計管理者説明

日程第 9 決算審査意見書報告

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君

住 民 課 長 峰 田 江 津 子 君 教 育 次 長 森 山 正 一 君
監 査 委 員 花 岡 興 男 君 観 光 課 長 宮 下 伸 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 江 森 勇 夫 書 記 岩 淵 美 奈

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（尾岸健史君） ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第3回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、4番、宮下仁雄議員、7番、坂口和子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

8月3日開催の議会運営委員会において、本日9月7日から9月14日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を9月7日から9月14日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月7日から9月14日までの8日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ全員のご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

ことは、全国各地で異常気象や台風、豪雨による大きな災害が発生しました。被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げるものであります。

幸い麻績村におきましては心配した水不足もなく、わずかの降雨災害はあったものの、豊作の秋を迎えようとしておりますこと、大変うれしく思っております。

さて、日本経済は、各種指標に示されるように、全体では明るい兆しが見えておりますが、地方においては先行きの不透明感が高まり、業況判断は慎重な業種が多くなっております。地域産業の低迷は今後も続き、少子高齢化、過疎化の動きは一段と速まってくるようにも思えます。

地方を元気にしようという新たな地方創生事業が動き始めておりますが、この事業効果があらわれるのはしばらく時間がかかりそうです。地方創生の担い手となる地方が真に創生さ

れるよう、地方税源を継続的に確保し、地方の多様性への配慮、地方の創意工夫を引き出す施策になることを願っております。

こうした中、平成28年度は上半期が過ぎようとしておりますが、麻績村におきましては、新規事業を含めおおむね順調に推移しております。

特に、若者定住住宅建設、野口・下井堀・女淵地区での主要村道の改良、老朽ため池の整備、さらに大規模な県営砂防事業、国道・県道整備、そして長年の懸案であった本町地区の県道整備計画など、目に見える進展ができております。

また、歴史的遺産・文化財の保護保全、国の地方創生事業の活用、介護保険法改正に係る地域支援事業の推進、自治体情報セキュリティ対策、公共施設等総合管理計画など、新たな事務事業も順調に進展しております。

これもひとえに、議員各位を初め村民皆様のご理解、ご協力によるものと深く感謝申し上げます。

今後も、限りある財源の中で、村民皆様のお声を大切に受けとめながら、今、何を優先すべきか、めり張りのある村政運営を進めたいと考えておりますので、議員各位には引き続き格段のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会では、平成27年度決算認定を初め、条例の制定、改正、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算、人事案件等を提出させていただきます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について、報告第2号 専決処分の指定にかかわる報告について、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願、陳情等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情等の委員会付託を行います。

第28-4号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める陳情、第28-5号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情2件について、社会文教委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

◎議案第1号～議案第11号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号から議案第11号まで条例改正2件及び平成28年度各会計の補正予算議案9件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 本定例会に提出いたしました議案11件につきまして、提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

公益的法人等への職員の派遣できる団体のうち、財団法人聖高原開発公社が解散したため、本条例から削除するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会委員の月額報酬を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第3号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

平成28年度も上半期を経過しようとしていますが、事務事業は順調に進展しております。

事務事業を執行していく上で必要となりました事項について、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方特例交付金では交付額確定による増額を、国庫支出金では社会保障・税番号制度に係る交付金、平成27年度臨時福祉給付金事務費補助金の増額を、県支出金では青年就農給付金及び森林づくり推進支援金交付金の増額を、松林健全化推進事業及び参議院議員通常選挙費県委託金の減額を、繰入金では介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計繰入金の増額を、寄付金ではふるさと応援寄付金の増額を、繰越金では前年度の決算確定に伴う増額を、諸収入では雑入増額を、村債では臨時財政対策債、過疎対策事業債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、総務管理費において自治体情報システムの強靱性向上整備事業経費、社会保障・税番号制度システム導入に伴う経費等関係経費、村営バス車両購入経費、例規システム利用料不足額の増額を、公会計システム整備関係経費、村単工事請負費不用額及び地域おこし協力隊、地域づくり支援員関係経費見直しに伴う不用額の減額等補正計上いたしました。徴税费において給与支払い報告書様式変更に伴う電算委託料、村税過年度還付金の不足額を増額補正計上いたしました。選挙費において、さきに行われた参議院議員通常選挙費用確定に伴う不用額を補正計上いたしました。

民生費では、社会福祉費において平成28年度臨時福祉給付金関連経費、デイサービスセンター冷凍冷蔵庫購入経費及び補助金、施設修繕費等の不足額を、児童福祉総務費において平成27年度未熟児養育医療費等国庫負担金返還金を増額補正計上いたしました。

衛生費では、保健衛生費においてB型肝炎予防接種委託関係経費ほかを増額補正計上いたしました。

農林水産業費では、農業費において青年就農給付金、耕地関係自営工事補助金不足額を、林業費においては森林づくり推進支援金事業、森林整備事業委託経費を増額補正計上いたしました。

商工費では、観光事業特別会計操出金、公衆トイレ改修工事関連経費不足額を補正計上いたしました。

土木費では、土木管理費において水道事業特別会計操出金、下水道事業特別会計操出金の減額を、道路橋梁費において村道等維持補修工事費の増額と村道管理委託料の不足額を補正計上いたしました。

消防費では、ヘリポート周辺整備経費、Jアラートシステム修繕費ほかを増額補正計上いたしました。

教育費では、小学校費において施設修繕費、就学援助費の不足額を、社会教育費において叶里高畑公民館施設整備補助金、図書館システム構築委託経費ほかを増額補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備えたそれぞれの基金の積み立てを。

予備費では、今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を補正計上いたしました。

補正額は1億5,970万円の増額で、歳入歳出総額は26億5,020万円となります。

次に、議案第4号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国の財源確定による国庫特別調整交付金から国保制度関係業務事業費補助金への組み替え、延滞金を増額し、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を減額して、前年度事業費確定による繰越金を増額補正計上いたしました。

歳出では、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、疾病予防費と前年度実績による国庫への精算償還金を増額補正計上いたしました。

補正額は2,125万円の増額であります。

次に、議案第5号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は4万1,000円の増額であります。

次に、議案第6号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は9万9,000円の増額であります。

次に、議案第7号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金確定による一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、村単事業工事費の不足額ほか増額補正計上いたしました。

補正額は100万円の増額であります。

次に、議案第8号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰越金確定による一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を、国道改良事業に伴う移転補償費の増額を補正計上いたしました。

歳出では、自動車修繕費、国道改良事業に伴う移転工事費の不足額を補正計上いたしました。

補正額は100万円の増額であります。

次に、議案第9号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、介護保険料収入見込み額の増額を、地域支援事業費増額に伴う国庫支出金・県支出金の増額を、確定した繰越金、諸収入の増額を補正計上いたしました。

歳出では、地域支援事業費、前年度精算返還金の不足額を、前年度事業費確定による一般会計への精算操出金の増額を、保険給付費の増額を補正計上いたしました。

補正額は551万3,000円の増額であります。

次に、議案第10号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、前年度事業費確定による繰越金を補正計上いたしました。

歳出では、前年度事業費確定による一般会計への精算操出金、予備費の増額を補正計上いたしました。

補正額は30万円の増額であります。

次に、議案第11号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、事業費増に伴う一般会計繰入金を、前年度事業確定による繰越金を増額補正計上いたしました。

歳出では、索道事業費において、人工降雪機更新に伴う不足額、予備費の増額を補正計上しました。

補正額は399万6,000円の増額であります。

以上、11議案、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月14日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

◎認定第1号～認定第9号の一括上程

○議長（尾岸健史君） 日程第7、認定第1号から認定第9号まで一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定議案9件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、9月8日及び9月9日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月14日に審議、採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

◎決算書会計管理者説明

○議長（尾岸健史君） 日程第8、決算書会計管理者の説明を議題といたします。

本日は会計管理者から、一般会計及び特別会計について一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、平成27年度決算について会計管理者の説明を求めます。

宮下利秀会計管理者。

○会計管理者兼総務課長（宮下利秀君） それでは、平成27年度麻績村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明をいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

説明につきましては、一般会計決算書、特別会計決算書並びに一般会計及び各特別会計別表の資料に基づいて行います。なお、主な項目についてのみ説明をさせていただきますので、ご了承ください。

まず、認定第1号 平成27年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、歳入について説明させていただきます。

決算書の1ページをごらんください。

款1村税でございます。調定額2億4,725万9,742円に対しまして、収入済額2億4,179万7,700円でございます。収納率は97.8%であります。昨年と同率でございます。不納欠損額は、村民税で17万4,391円、固定資産税で14万6,100円、軽自動車税で5万6,000円、不納欠損額合計で37万6,491円であります。収入未済額であります。508万5,551円、前年度より46万8,848円の減額となっております。

款2、款3、款4、款5につきましては、それぞれ数値をごらんいただき、説明は省略をさせていただきますと思います。

款6地方消費税交付金でございます。収入額5,471万5,000円、前年と比べまして2,230万8,000円の増額となっております。地方消費税につきましては、税率が改正になったことに伴いまして増額となっているものでございます。

款7、款8につきましては、それぞれ数値をごらんいただき、説明は省略をさせていただきます。

款9地方交付税につきましては、14億2,269万7,000円となっており、昨年より4,462万4,000円の増額でございます。内訳は、普通交付税12億5,491万円、特別交付税1億6,778万7,000円です。普通交付税におきましては、人口等計数の減少により通常の基準財政需要額は減額となっておりますが、人口減少特別対策事業等の補正によりまして、全体では増額というような状況になってございます。

款10交通安全対策特別交付金でございます。収入額58万1,000円でございます。平成26年度の制度改正によりまして昨年度は交付金がありませんでしたが、本年度は基準額を超えた

ため交付金の交付となっておりますのでございます。

款11分担金及び負担金でございます。収入額1,591万7,087円、前年度対比で942万3,414円の減額となっております。主な理由につきましては、保育料見直しに伴う減額でございます。

2ページをごらんください。

款12使用料及び手数料でございます。収入額2,690万1,273円、前年対比171万1,610円の増となっております。これについて主な理由でございますが、公営住宅の軒数増加の関係でございます。

款13国庫支出金でございます。調定額2億1,024万8,344円に対しまして、収入済額1億8,417万8,344円となっており、収入未済額2,607万円は繰越事業となっております。繰越内容は自治体情報システム強靱性向上モデル整備事業及び加速化交付金事業の繰越分でございます。収入額は3,193万5,693円の増ということで、主な内容につきましては、社会保障・税番号制度システム、過疎地域等自立活性化推進交付金、地域住民生活等緊急支援金等の増額が影響しておるものでございます。

款14県支出金でございます。収入済額1億5,497万4,902円、前年比444万7,346円の減額であります。内容につきましては、県知事選挙、衆議院選挙の減額でございます。

款15財産収入費でございます。調定額5,472万3,435円、収入済額2,340万5,150円で、収納率42.8%であります。不納欠損額は426万5,180円で、別荘地貸付収入の滞納分であります。収入未済額であります。2,705万3,105円で、前年度より260万5,340円減少しております。

款16寄付金でございます。収入額1,127万3,540円、前年度比864万7,996円の増額であります。内容につきましては、ふるさと麻績村応援団寄付金の増額でございます。

款17繰入金は2億6,385万4,314円であります。内容は基金及び特別会計からの繰入金であります。

款18繰越金は9,745万1,702円であり、昨年度より553万5,614円の減額であります。

款19諸収入でございますが、調定額4,656万2,212円に対し、収入額4,622万9,299円でございます。収入未済額33万2,913円です。収入前の対前年比ですが、322万8,418円の減額でございます。

款20村債でございます。調定額4億1,950万円に対しまして、収入済額3億9,010万円でございます。収入未済額2,940万円は繰越事業となっております。繰越内容は自治体情報シ

システム強靱性向上モデル整備事業及び村道改良事業となっております、収入済額前年度比1億3,730万円の増額となっております。

歳入合計29億9,221万311円でございます。

次に、歳出について申し上げます。

3ページをごらんください。

全体を通しまして、翌年度繰越額が6,273万円の繰越となっております。

款別に申し上げます。

款1 議会費につきましては、4,334万9,849円でございます。昨年と比較して217万3,697円の増額であります。議会運営費等の経常経費でございます。

款2 総務費につきましては、4億757万5,413円でございます。前年と比較して5,642万3,286円の増額となりました。増額となった主な事業におきましては、地方創生関連事業の上乗せ交付金、先行型交付金、消費喚起型交付金でございます。それと、空き家活用事業、ふるさと麻績村応援寄付金関連事業、非常用資材倉庫等整備事業、地域おこし協力隊ほか人材活用の地域づくり事業が増額となっております。その他、主な事業としましては、庁舎電算システムの維持管理運営費、バス運営事業経費、地域づくり支援をする各種補助金となっております。また、本年度は、自治体情報システム強靱性向上モデル事業及び加速化交付金事業として3,523万円が翌年度繰越事業となっております。

款3 民生費につきましては、4億9,821万7,947円でございます。前年度と比較しまして258万4,340円の増額となっております。新たな事業としては、国の施策による臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付事業や、デイサービスセンターみづきの特殊浴槽整備等を行っております。また、その他主要事業としては、通常の福祉医療費、国民健康保険特別会計を含む3会計への操出金、高齢者・障害者福祉サービス費、養護老人ホーム措置費、福祉企業センター等の運営費、子育て関係支援金、児童手当、保育園運営費であります。

款4 衛生費につきましては、7,447万1,499円でございます。前年と比較して137万2,490円の減額となっております。主な事業としましては、予防接種事業、健康診断関係経費、ごみ収集運搬処理経費、一部事務組合負担金等でございます。

款5 農林水産業費につきましては、1億8,548万1,586円となっております。前年度と比較しまして559万342円の増額となっております。増額となりました主な事業につきましては、農産物加工施設の設備整備費、青年就農給付金事業が増となっております。その他、主な事業としましては、中山間地域農業直接支払交付金事業、農業用水路整備やため池整備、

地籍調査費、有害鳥獣対策関係経費、松くい虫防除対策経費、村有林整備経費などについて、補助金を活用する中で事業実施を図ってまいっております。

款6 商工費につきましては、1億5,611万9,106円となっており、前年度と比較しまして5,810万7,420円の増額となっております。増額となりました主な事業につきましては、観光事業特別会計繰出金でございます。主な事業としましては、商工業支援関連経費及びサマーナイトフェスティバル等の補助金、別荘管理経費、観光施設整備、観光行政、信濃観月事業、公園管理費の実施経費でございます。

款7 土木費につきましては、6億760万3,570円となっており、前年度と比較しまして3,716万770円の増額となっております。主な増額となりました事業につきましては、住宅建設関連経費が増額となっております。そのほか主な事業としましては、道路関係経費、村道の維持工事費、除雪費、新設改良経費、国道改良に伴う負担金でございます。また、村道改良1路線につきましては2,750万円につきましては、翌年度繰越事業となっております。

款8 消防費につきましては、8,209万4,749円となっております。前年度と比較しまして2,208万6,241円の減額となっております。主な原因としましては、一昨年購入しました消防ポンプ車の購入経費が減額、退職消防団員の人数の減ということでございます。主な事業としましては、消防団員活動の関係経費、同報無線、消火栓等の施設設備の整備、防犯灯、消防施設等の補助事業、松本広域消防局への負担金となっております。

款9 につきましては、2億734万4,399円となっております。前年度と比較しまして1,924万6,686円の増額となっております。主な増額となった事業でございますが、小学校体育館改修事業、聖博物館の蒸気機関車屋根設置事業でございます。そのほか主な事業としまして、小・中学校関係経費、放課後子どもプラン推進関係経費、重要文化財等補修保存経費、社会教育、社会体育事業等関係経費でございます。

4ページをごらんください。

款10 公債費につきましては、2億2,428万5,463円となっております。前年度より1,457万6,254円の減額となっております。公債費につきましては平成21年度以降、減額傾向にございます。

款11 諸支出金につきましては、3億6,427万1,000円となっております。前年度と比較しまして7,770万円の増額となっております。今後の財政支出に備えたそれぞれの基金の積み立てを行っております。

款12 予備費でございますが、歳出はございませんでした。

以上、歳入歳出の主な事項を説明させていただきましたが、歳入合計29億9,221万311円、歳出合計28億5,081万4,581円、差引額1億4,139万5,730円ではありますが、5ページの実質収支に関する調書をごらんいただき、翌年度へ繰り越すべき財源が726万円ございますので、実質収支額は1億3,413万6,000円であります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概略説明といたします。

次に、特別会計について説明をさせていただきます。

最初に、認定第2号、国民健康保険特別会計歳入決算の概要について、主なものを説明をさせていただきます。

歳入について、1ページをごらんください。

款1国民健康保険税であります。調定額7,164万7,530円に対し、収入済額6,340万1,698円でございます。不納欠損額は国民健康保険税で102万5,500円となっております。収入未済額は722万332円でございます。前年度と比較しまして149万98円の減額となっております。収納率は88.49%でございます。

款3国庫支出金でございますが、1億1,557万3,397円で、前年度と比較しまして38万4,559円の増額であります。

款4県支出金でございますが、1,779万9,605円で、前年度と比較しまして611万5,210円の減額であります。

款5療養給付費交付金でございますが、2,063万3,409円で、前年度と比較しまして623万8,189円の増額であります。

款6前期高齢者交付金でございますが、9,934万5,505円で、前年度と比較しまして2,995万8,879円の増額であります。

款7共同事業費交付金でございますが、1億58万5,216円で、前年度と比較しまして4,025万577円の増額であります。

款9繰入金でございますが、2,749万451円で、前年度と比較しまして732万5,346円の減額であります。

款10繰越金でございますが、2,948万3,718円で、前年度と比較しまして1,359万3,421円の減額であります。

次に、歳出でございますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

款2保険給付費でございますが、2億7,318万920円で、前年度と比較しまして1,150万118円の減額であります。

款3 後期高齢者支援金であります。3,985万9,570円で、前年度と比較して120万6,325円の減額でございます。

款6 介護給付費であります。1,526万3,934円で、前年度と比較しまして255万6,986円の減額であります。

款7 共同事業拠出金であります。7,618万7,043円で、前年度と比較しまして4,185万8,789円の増額であります。

款10 諸支出金であります。1,965万4,616円で、前年度と比較しまして723万2,853円の増額でございます。昨年度一般会計より国保会計運営のために繰り入れた1,200万円の返還及び国民健康保険支払準備基金に500万円の積み立てを行っております。基金残高は500万4,000円となっております。

歳入合計4億7,434万2,841円、歳出合計4億2,989万3,979円、差引額4,444万8,862円あります。

続いて、認定第3号、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

1 ページをごらんください。

歳入であります。本年は地上権設定がございましたので、款2 繰越金、款3 諸収入、歳入合計68万6,379円。

2 ページをごらんいただき、歳出であります。款1 商工費4万5,600円あります。歳入歳出の差引額は64万779円でございます。

続いて、認定第4号、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

分譲販売実績はございませんでした。したがって、歳入は繰越金のみ、歳出はございません。差引額が914万6,471円あります。

続いて、認定第5号、下水道事業特別会計について申し上げます。

1 ページをごらんください。

款1 分担金及び負担金であります。558万6,380円となっております。前年度と比較しまして221万9,515円の増額であります。これにつきましては、平成27年度において公営住宅10棟の建設がございますので、その分が影響しているものでございます。収入未済額は73万4,820円あります。

款2 使用料及び手数料であります。4,262万7,715円で、前年度と比較しまして89万6,265円の減額であります。なお、収入未済額は80万4,740円となっております。

款3 国庫補助金であります。1,800万円となっております。

款4繰入金であります、9,648万4,000円でございます。一般会計からの繰入金となっております。前年度と比較しまして831万2,000円の減額となっております。

款5繰越金503万5,331円。

款6諸収入103万9,697円。

款7村債4,650万円となっております。前年度と比較しまして3,850万円の増額となっております。

次に、2ページをごらんください。

歳出でございます。

款1経営管理費でございますが、4,582万4,568円。前年度と比較しまして549万8,451円の減額となっております。

款2建設改良費であります、6,876万5,760円で、前年度と比較しまして4,794万8,760円の増額となっております。内訳は、上井堀の農業集落排水事業の公共下水道事業統合に伴う下水道管布設工事を実施しておるところでございます。

款3公債費であります、9,541万6,927円で、前年度と比較しまして160万8,196円の減額でございます。平成21年度をピークに減額傾向となっているところでございます。

歳入につきましては2億1,527万3,123円、歳出2億1,000万7,255円、差引額526万5,868円であります。

続いて、認定第6号、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入について、1ページをごらんください。

款1分担金及び負担金であります、471万7,500円で、前年度と比較しまして40万2,500円の増額であります。

款2使用料及び手数料であります、6,642万7,938円で、前年と比較しまして97万3,157円の減額であります。収入未済額は175万2,762円であります。前年より16万1,052円の増でございます。

款3国庫補助金であります、750万6,000円。前年と比較しまして433万8,000円の減額でございます。

款4繰入金は7,710万3,000円であります。一般会計からの繰入金であります。前年度と比較しまして1,047万5,000円の減額となっております。

款5繰越金でございます。409万6,803円あります。

款7村債でございます。2,760万円あります。事業実施に伴い、過疎事業対策債、簡水

道債の借り入れを行ってございます。

続いて、歳出でございます。

2ページをごらんください。

款1 経営管理費であります、3,973万1,124円であります。前年と比較しまして258万7,528円の増額となっております。

款2 建設事業費4,250万4,140円あります。前年と比較しまして1,902万640円の減額となりました。聖高原地区の水道管布設事業の減少、若者定住促進住宅に伴う管布設工事の減でございます。

款3 公債費につきましては1億191万5,233円であり、前年度より償還額が24万4,066円の増額となっております。

歳入合計1億8,780万1,512円、歳出合計1億8,415万497円、差引額365万1,015円あります。

続いて、認定第7号、介護保険特別会計について申し上げます。

1ページをごらんください。

保険料であります、7,496万6,408円あります。前年と比較しまして1,512万2,116円の増額となっております。なお、収入未済額は20万8,480円となっております。

款3 国庫支出金1億1,119万3,514円。

款4 支払基金交付金1億967万2,219円。

款5 県支出金5,525万7,273円。

款7 繰入金6,689万5,000円。

款8 繰越金2,759万4,787円となっております。

2ページをごらんください。

歳出でございますが、款1 総務費であります。624万9,620円。

款2 保険給付費であります、3億7,136万8,497円。前年と比較しまして678万5,016円の減額であります。各種サービス費につきましては、サービス内容に増減がありますが、年々増加傾向でございますが、本年度は下がっておるといような状況でございます。

款3 地域支援事業費であります、1,257万787円。

款4 公債費であります、500万円。財政安定化基金の償還金でございます。

款5 諸支出金であります、2,673万2,253円で、前年と比較しまして1,600万1,490円の増額となっております。介護保険給付費の支払準備基金の500万円がありまして、現在基金

残高は509万4,013円となっております。

歳入合計4億4,560万2,269円、歳出合計4億2,192万1,157円、差引額2,368万1,112円です。

次に、認定第8号、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

この会計につきましては、75歳以上の後期高齢者の医療給付を行うに当たり、広域連合に納付金を処理するものでございます。

歳入合計4,378万2,298円、歳出合計4,348万437円、差引額30万1,861円です。

最後でございますが、認定第9号、観光事業特別会計について申し上げます。

1ページをごらんください。

歳入でございますが、款1繰入金であります、8,970万円。前年と比較しまして7,100万円の増額となっております。

款2繰越金としまして81万4,866円。

款3諸収入78万3,807円。

歳入合計9,129万8,673円でございます。

2ページをごらんください。

歳出でございますが、款1観光事業費であります、8,634万7,120円。昨年と比較しまして6,853万7,212円の増額となっております。増額の内容につきましては、交流施設聖レイクサイド館等の観光施設の整備を行っているものでございます。

款2公債費でございますが、305万4,616円となっております。

歳入合計9,129万8,673円、歳出合計8,940万1,736円、歳入歳出差引額189万6,937円です。

以上、一般会計、特別会計の決算の概要を終わらせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 平成27年度一般会計及び特別会計の決算について、会計管理者からの説明が終わりました。

◎平成27年度決算審査意見書報告

○議長（尾岸健史君） 日程第9、平成27年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について監査委員の意見を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男君） それでは、私のほうから27年度の監査の結果について申し上げます。

27年度の決算監査は、7月14日から実施いたしました。その結果につきましては意見書のとおりでございますが、今回概略を申し上げます。

なお、着座にて申し上げますので、ひとつよろしく願いをいたします。

まず、各会計とも計数及び関係書類につきましては誤りがなく、適正に処理されていることを認めました。財産及び物品についても適正に管理され、台帳等もほぼ整備されていることを認め、また各機器につきましても適正に運営され、正確であることを認めました。

それでは、一般会計について申し上げます。

歳入総額は前年度の9.7%の増、歳出総額は8.4%の増となりました。なお、繰越事業があるため徴収率97.0%、執行率94%となっております。翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億3,413万6,000円の黒字、実質単年度収支においても6,655万6,000円の黒字となりました。財政の弾力性を判断する経常収支比率は、前年度より1.5ポイント上がり82.5となり、やや高目で推移しております。実質公債費比率は前年度より0.4ポイント改善し、7.8となり、指数を大きく下回っており、また基金の積み立て状況等を含め総合的に見て、健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金でございますが、村税は前年度より46万9,000円の減の508万5,000円と、財産収入の別荘貸付収入は、不納欠損処分が426万5,000円執行されましたため、前年度より260万5,000円減の2,705万3,000円となりましたが、毎年多額で推移しております。未収金の徴収には一層の努力を望むところでございます。

歳出の執行率が翌年度繰越額を除いても96.1%と、非常に低い状況となっております。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の11.3%増、歳出は8.4%の増となりました。単年度収支は1,496万5,000円の黒字、実質単年度収支は1,996万5,000円の黒字となりました。保険料収入は6,340万2,000円で、前年度より163万2,000円の減となりました。なお、徴収率も88.5%と低くなっております。未収金は前年度より149万円少ない722万円となりました。

歳出は保険給付費が主たるもので、前年度より4.0%減の2億7,318万1,000円となっております。支払準備基金は500万円の積み立てを行いました。適正な積み立てを行うべきと思われる。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

昨年につき、販売件数はありませんでした。契約解除件数が増え、約52%が村持ち分となっております。この傾向は今後も続くものと思われまますので、今後の事業のあり方等について検討すべきと思われまます。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

未販売区画の1区画については、有効活用を検討すべきであると思われまます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の23.6%増、歳出は24.1%増となりました。歳入の主たるものは、使用料及び手数料で、歳入比19.8%、一般会計繰入金44.8%となっております。公共下水道と上井堀農集排が接続できたことは、終末処理場の効率的な運営ができるものと期待するところでございます。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の8.1%減、歳出も8.1%減となりました。歳入の主たるものは、使用料及び手数料が歳入比35.4%の6,642万8,000円、一般会計からの繰入金41.1%の7,710万3,000円であります。歳出では、野口地区及び聖地区の水道管布設がえの建設事業費が23.1%の4,250万4,000円、公債費が55.3%の1億191万5,000円となりました。

収入未済額は前年度の10.1%の増、175万3,000円となりました。徴収には一層の努力を望むところでございます。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の1.2%の増、歳出も2.2%の増となりました。介護認定者は前年度より11名多い270名となりました。なお、支払準備基金は、前年度より500万円多い509万4,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は保険料が全体の60.1%、一般会計からの繰入金38.7%が主たるもので、歳出は広域連合への納付金95.7%が主たるものでございます。

次に、観光事業特別会計について申し上げます。

歳入の98.3%は一般会計からの繰入金であります。歳出は観光施設の指定管理料と施設改修工事費が主たるものでございます。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

新たな貸付金はなく、正確に処理されていることを認めました。

次に、土地開発基金について申し上げます。

土地の移動はなく、運用益の積立金のみでございます。

以上であります。本意見書は詳細については省略してあります。

実質公債費比率、将来負担比率、健全化法の基準を大きく下回り、引き続き健全財政を維持されていると思います。今後とも健全な財政運営に配慮していただくことをお願いし、報告といたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成28年第3回定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて、条例改正及び補正予算等の提出議案について提出者より説明がありますので、委員会室にご移動願います。

また、全員協議会終了後、委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時36分

平成28年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成28年9月13日（火）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 宮下利秀君

振興課長 塚原敏樹君

住民課長 峰田江津子君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

観光課長 宮下伸一君

事務局職員出席者

議会事務局長 江森勇夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第3回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 坂口です。

私は、きょうの質問事項は、麻績村振興計画と基金についてという質問事項に従って、要旨3つを行います。これは既に通告した内容ですので、それぞれの答弁をお願いしたいと思います。

まず、要旨1は、平成19年度から27年度末、基金積立金の経緯から見る財政調整基金の目的は何であるか。

2番目、第5次後期から第6次計画にかけて、目的基金として活用した主たる事業は何か。

3番目、今後の基金活用を麻績村伝統文化を継承し、村おこし事業に活用する考えはないか。

この3つの要旨について質問させていただきます。

なお、要旨それぞれを一問一答方式で行いますので、自席へ戻らせていただきます。

それでは、要旨1、平成19年度から27年度末、基金積み立ての経緯から見る財政調整基金の目的は何かについてです。

財政調整基金積立金の目的は、地方公共団体において、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てた積立金であり、積立金の処分方法についても地方財政法で、経済事情の著しい変動、災害により生じた経費、緊急に実施することが必要となった土木や建設事業の経費、また長期にわたる財源育成のために活用する経費の財源、それから地方債の繰上償還の財源等、目的が定められていることは承知しております。

平成19年度から27年度の9年間の各年度末の積立金残高を見ると、19年度、20年度の3億9,000万円、21年度、22年度の4億から4億4,000万円、23年度5億3,000万円、24年度6億6,000万円、25年度、26年度はともに7億1,000万を超えています。27年度は7億4,000万と増えています。9年間で約3億円強の増額になっています。

この9年間の経緯から見て、特に25年度から27年度の3年間は、7億円台の財政調整基金を積み立てています。また22年、23年、24年度においては、全然取り崩しがなされておられません。そのような理由は何であるか、まずお尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁の前に、ただいま報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

それでは、答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） おはようございます。

坂口議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思います。

ご質問の内容でございますが、麻績村振興計画と基金についてというその大きな質問の中の要旨ということでございますが、それぞれの要旨に入る前に、振興計画と基金のかかわりについて先に述べさせていただきながら、趣旨の内容について答えさせていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

麻績村振興計画は、現在、平成25年度から10年間の第6次計画の前4期目であります。来29年度は、平成30年度からの後期分の見直しをすることとしております。さらに、この振興計画と連動いたします3年間の実施計画を毎年見直して、具体的な事業実施となるわけですが、それには概要計画とそれに必要な財源を見通しながら進めております。

この財源に当てますのが基金、あるいは交付金、あるいは起債、あるいは一般財源であり、短期、長期を見据えながら財政計画をしております。財政調整基金は、特に特別な、もしくは突発的な事業実施が必要となった場合等で財源不足が生じた際に、これに当てる預金のようなものでありまして、一般的には決算の剰余金を積み立てることになっております。この基金があることによって、柔軟な行政運営も可能となるわけであります。

この財政調整基金の適正額、いわゆる適正額といえますのは、標準財政規模に対する率についてでございますが、これにはいろいろな考え方がございます。一般的には、都道府県より市町村が、また大きな自治体より小さな自治体が大きくなっているというのが現実であるわけであります。また、目的基金につきましては、特定の事業目的のために積み立てて運用されるもので、目的と異なって用途することはできません。重要な施設の維持や事務事業の執行が将来にわたり安定的に行われていくよう、各種の目的基金を設置しているわけであり

ます。

各種の村おこし事業に必要な財源につきましては、多くの事業が有利な制度活用によって確保されておりますが、基金活用の必要があれば、当然活用することになって行くわけであり

ます。

基金の活用状況など詳細につきましては、総務課長から答弁をさせていただきます。また、今後の振興計画等につきましては、村づくり推進課長から答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから財政調整基金の経過について、補足をさせていただきます。

財政調整基金におきましては、使用目的につきましては議員さんおっしゃるとおりというようにございます。またその性質は、通常一般財源等と言われておるものでございまして、麻績村でも地方交付税制度や、今後の事務事業を考慮しながら、財政が安定的に運営できるような形で積み立てを行ってきておるものでございます。

平成19年度から27年度の財政調整基金の活用でございます。

先ほど、議員さんおっしゃられましたとおり、20年から24年までは取り崩しがなかったというようなことでございますけれども、19年から21年度まででございますが、このときは大型事業がありまして、そちらの関係で財源不足が出てきておるといような中で、まちづくり交付金事業ですとか、放課後児童クラブ、庁内システムの整備、また、観光施設整備等がございまして、そんな形で財源不足が生じておりますので、取り崩しておるところでございます。

また、平成25年度から27年度までも、6,000万から7,000万ほど取り崩してはおりますけれども、これにつきましても、若者定住に向けた事業、また街路灯整備、水路改修等の大きな事業がございまして、財源不足が生じておりますので、そちらのほうで取り崩しを行っておるということで、本年度も、28年度も6,600万ほど当初予算で取り崩しを行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 現在、振興計画をもとに進められております各種事業におきましては、その目的に合った目的基金を充当し、また、各種制度を活用して進めているところでございます。今後につきましても、この各種制度を中心に進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の答弁についてちょっと伺います。

村長の答弁の中から、各自治体での適正額というものは定められないということですが、先ほど申し上げましたように、確かに取り崩しは行われているときもあります。6,000万円とか7,000万円とか。ですけれども、ここへ来て3年間7億円台に積み上げられ

ているということは、その間の事業がどのように行われていたのかということを検証する必要があると思うんです。その点を伺いたいと思いますけれども。

先ほど申しあげましたように、25年度、26年度、27年度の3年間で7億円台、3億円強積み立てられてきているということは、振興計画に基づいてとか、事業計画に基づいてという考えはあると思いますけれども、そして、基金を取り崩さなくても事業が遂行できていたということも考えられますけれども、逆に言うと、そのときの予算の組み方がどうだったか、事業計画に合った予算が組まれていて、それが実際に執行されていたのか、そういうことをちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 基金が25年度から27年度まで7億というような状況になっております。これにつきましては、庁内で協議する中で、今後の財政需要ですとか今後の交付税制度というようなものもございまして、そんないろんな事業が、起債、補助金等使えない事業が今後計画されておるところでございまして、そんなような事業もございまして、積み立てを行っておるといような状況でございまして、よろしくお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） その計画は何年を見通して、この積み立て、まだこれから増やす予定ですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今現在、財政調整基金の関係でございまして、一番は、庁舎ももう建築後二十数年たっておりますので、そのような整備もございまして、そのようなものも含めまして、今5年規模で見直しを行っておりますけれども、今後もう少し需要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、あるのではないかなという考えだとすると、今とりたてて、庁舎の建設については言われましたけれども、何と何をどの年度内に行いたいという、確固たる計画があつて積み立てているということはないという解釈でいいですか。余ったから積み立てているという、そういう漠然的な考えですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 正確な計画というものではないんですが、財政のほうで今後の事務事業を計画する中で、先ほども若干申しましたけれども、庁舎の関係がまた出てきますし、

農業関係でも今後起債等が使えない事業が出てきます。

また、防災関係もございますし、あと遊休施設の活用を今後どうしていくかというようなところもございます。そのような中で、担当のほうで各課と連携をとりながら精査して、今積み立てを行っているところでございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、再質問の続きを行いたいと思います。

第6次の振興計画の前期、25年度から29年度、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、3年間にわたって計画されていると思います。

村の直面している問題として、少子高齢化、それから農業の担い手不足、それから聖高原の返還別荘の解体計画等、課題は多いと思います。財政の活用が住民に十分還元された事業展開になっていないのではないかと、特に本町の若者定住対策は、26年度から28年度で24戸建設され、それぞれ若い方々と子供が増えます。課題になっている、村内または近隣の働く場所や、学校教育環境に関心が高いことは事実です。またそれに対する対応が必然的ですけれども、これらの具体案は振興計画に基づいて、またこの基金の活用についての考えはありますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） では、私のほうから答えさせていただきますが、いわゆる財政調整基金が今適正な額かどうか、多過ぎるのではないかという、坂口さんの趣旨はそういうことではないかなと、こう思っておりますが、私どもとしては、今の財調については決して多いとは思っておりません。

これは、先ほど申し上げたように、来年度、次のですね、後期の振興計画を検討していかなくちゃいけないわけでございますが、議員もご承知のとおり、行政を取り巻く今財政の関係では、いろんな多くの課題があります。具体的に大きなもの、まだはっきりしなくて大きなものと想定されるのが穂高広域の負担金ですね、これは新たな負担金が多く生じます。それからため池水路、いわゆるこれらの防災絡みの事業、これらがいろいろ制度が使えるかどうか、まだ不透明であります。こういった観点。

それから、今大きな問題になっています森林整備の関係ですね。これも大きな額が相当かかってくるだろうと。それから地籍調査につきましても今始まったばかりということでございまして、これも国の補助、大分減ってきております。こういったものを今後どう対応していくかということ。

それからさらに、先ほど総務課長も申し上げたんですが、遊休施設、村のですね。これが何力所かあります。いわゆるこういった解体とあわせて次をどうしていくかというような問題。

それからさらには、公共施設が庁舎を含めて経年による劣化、こういったことが今出ているわけです。こういった施設につきまして、公共施設の長寿命化ということのをこれからやっていかなきゃならないということです。これには相当額がかかるだろうと。

それからさらには、防災拠点づくりですね。これは議員もご承知のとおり、それぞれの地区の防災、いわゆる避難施設等につきましても、地区の公民館等が指定されているわけです。いわゆるこういった施設が今、避難場所として適切かどうかと、こういった問題も今出ているわけですね。こういったことも見据えながら、将来どうやっていくかということも計画していかなきゃいけない。

これら、今申し上げたようなものは、目的基金として今積み立てを行っていない部分であるわけですね。ですから、こうしたものにどうやって対応していくかということを考えれば、今7億と言っているわけですが、今私が申し上げただけでも4億、5億という金が必要なわけなんです。ですから、今申し上げたほかにも幾つかあるわけですが、私が7億、そう大きな額ではないと申し上げたのはそういったことにあるわけです。

ですから、今後、次の振興計画を検討する際に、さらなる財源をどう確保していくかということも必要になってくるのではないかなと、こう思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今伺ったのは、ほとんどハード事業に準じると思います。先ほど申し上げましたように、住民に直接還元されるようなソフト事業の計画はいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ソフト事業につきましては、これはこういった大きな基金を使わなくても、これは十分、今対応していけるわけです。ですから、今ご承知のとおり、過疎のソフト枠とかそういったものを活用しながらやっていくわけでありまして、私が今申し上げたのは、いわゆる財調という基金を使っていくような仕事は何かということでお答えしたわけがあります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 振興計画がきちんと立てられておりますので、それに基づいて計画されていき、またこの財調を取り崩しながら執行されていくと思いますけれども、その内容がやはり情報公開というか、常に住民への情報公開ということをおっしゃっておりますけれども、計画とそれからそれに伴う財政計画、そういうものとともに村民の皆さんにきちっと情報公開、特に村長の地域懇談会のような折には、そういうことをきめ細かに住民に説明して、そして麻績村の将来的なことを考えるとこの財調が7億あっても、これこれこういうことで使っていくからということをお説明しておかないと、数字を見るだけでは誰でも、そんなに、何で7億も要るんだということになると思いますけれども、そのことについての、今後の情報公開の手段としてどのように使われますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 地域懇談会にご承知のとおり、限られた時間でありまして、1時間、あるいは1時間半、あるいは2時間という限られた時間でございますが、こういった中で何をお話しするかということではありますが、今、村として最も大事なことで、それから村民の皆さんとともに今、村として進めていかなきゃいけないことは何かと、こんなことを中心にお話を申し上げ、そして地域懇談会というのは、一方的にお話をするのではなくて、村民の皆様からいろんなご意見をいただきながら、今後の村政に役立てたいというそんな目的でやっているわけでありまして。

それと、今この情報公開ということでございますが、村といたしましては決算書等につきましては全て公開しておりますし、麻績村の基金がどのくらい、それから借金がどのくらい、こういったことも全て公開しているわけでございますから、村民の皆さんにさらに細かくそういった席で説明せよと言われても、それはちょっと物理的に無理なのかなと、そんなふうには思っております。

それぞれ内容等につきましては、できる限り細かな内容でお知らせはしていきたいと、こんなふうには思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、ぜひ財政調整基金については住民にわかりやすい情報を提供していただきたいと思ひます。

振興計画に基づいてこういうことを行って、これからの麻績村においては、これとこれとこういうことでお金を使いながら村政をやっていくということが、折に触れて住民のほうへ公開されるようにお願ひしたいと思います。

その役は、私たち議員一人一人にもその任務はあるということは承知しておりますので、機会を見て、住民にもそのことは伝えていきたいと思っていますけれども。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 財政調整基金の性格でございますが、最初に申し上げたように、これはどこにも属さない、要は基金として用意されていないようなところに使わなきゃいけない、でもこういった事業がある、どこかへ積み立てておきたいというときにもこれを使います。それからさらには、突発的な場合にこれを使うわけです。あるいは特殊な事業が出たときにはですね。そういった場合もありますから、そういった分としては、一般的には先ほども申し上げました標準財政規模の10%あるいは20%ぐらいが適切だというようなこと言われているわけですが、それは、どうしてもそのくらいは突発的なものとしてとっておかなくちゃいけないというものでございますから、ぜひそんなこともご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 承知しました。私もある程度は理解しているつもりですので、今後の活用が有効的に活用されることを願います。

今、質問の要旨2にも入っておりますので、そこで要旨1には、目的基金についてもそれぞれ答弁もありましたししますから、よしとします。

今後、目的に合った目的基金が有効になるように、それから、場合によってはソフト事業についても活用してもらいたいという要望を申し上げます。

続いて、要旨3、今後の基金活用を麻績村伝統文化を継承し村おこし事業に活用する考えはないかということについてです。

第6次振興計画で、第4章には「地域資源を生かした元気あふれる村づくり」とあります。この項目の中に、伝統文化の継承についてはうたっていません。しかし、古来から麻績村の伝統工芸、紙すき、染色、織物は村の地域資源として活用がされていた歴史があります。

したがって、今、もう一度麻績村の伝統工芸を復活させるために、実際に地域おこし協力隊の人たちがそれぞれに携わってくださっておりますので、そういう目的基金を設置するなり、または財政調整基金を流用するなりして、何かそういう村の地域資源として活用する計画はありませんか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今のところ麻績村の伝統工芸、いわゆる紙すき、機織り、

草木染めというものは、日本文化の伝統工芸という位置づけでもございます。麻績村にとりましては、冬場のどこの家庭でもやっていたいわゆる農家の仕事でございました。この辺のところ、近隣でやっております例えば飯山の内山和紙、あるいは美濃の和紙といったような、本当に地域の伝統工芸といったような文化で支えられてきているわけではございません。ですので、この地域からそういった継承をしてきた指導者もないというのが現状でございます。

この中で、確かに地域おこし協力隊の手によって、昔のものが少し少し再現はしてきているところではございますけれども、今のところは今の制度のほうを活用して進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、村長はかねてから何か麻績村を語るときには必ず、麻績村は歴史の深い村であると、それから麻績という字も麻織りに由来しているとか、それから今言いました紙すき、草木染め、特に草木染めについては、山崎斌の生地であるということ、余りにも有名でございます。

先日の東筑の議員大会のときにも、麻績宿本陣の17代目の臼井良雄さんに講演をしていただきました。非常に詳しい内容が繊細にお話しされまして、誰もが麻績って本当に歴史が深い村なんだなということを感じを受けていたと思います。私も知らない部分が幾つかありました。それで今言った草木染めについても、その臼井さんの親族の方が近隣で、群馬県と聞いておりますけれども、そこでもやっているということを知っておりますし、それから紙すきについても、村内で経験した先輩を頼って地域おこし協力隊の人たちが研究していったと。

そして、3年、4年たって、今日に至って今は村民の人たちにこれが非常に多く目に触れて、実際に体験もできておりますし、それから展示会も開いてもらっておりますので、今の課長の答弁だと、これはこれ、せっかく協力隊がやった紙すき、草木染め、それから機織りについても、制度の中だけの活用であって、今後村としてこれを村おこし事業に転換させるという考えはないという課長の答弁ですけれども、村長も同じ考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村長。

○村長（高野忠房君） 課長の答弁はそういった意味で答えたわけじゃなくて、こういった事業、あらゆる事業をこれから展開していくんですが、事業はやっていくと、今議員のご質問は財源をどうするかというご質問ですね。事業をやっていくわけです。ですから、財源につ

いては、基金を取り崩すというようなことをしなくても、今ある制度等を活用すればできるということを申し上げたわけであります。

ですから、今回の花屋さんの整備にいたしましても、それから400年記念の事業をするにしても、いわゆるこういった事業費はほかの事業で今賄っているわけであります。有利な事業で。あえて基金を取り崩して、1,000万、2,000万という基金を取り崩さなくても、そういった制度を活用してやっているということであります。

ですから、決して事業をやらないということではございません。ですから、事業と財源は別にお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私が言うのは、協力隊の人たちがここまで築いてくださったそのものを今後の事業として継続するには、当然資金が要ると思います。協力隊に籍がある間は、総務省からの3年間の支援がありますからいいですけども、特に今回、任期が終わった協力隊が草木染め関係でも3名、それから農業関係でも1名おります。ですから、協力隊の人たちの業績を、これからどういうように継承していくか、村おこし事業に転換していくかという事の根本が、協力隊だから、よそから来た人たちだからやっていけばいいわという考えでなくて、村では今まで全然見直されなかった昔の伝統工芸について、ここまで掘り起こしていただいたり、実際に業績が住民の中にも浸透しているということは、これは事業として予算をつけて、そして確立たる事業展開にしていってほしいということで、私は事業と予算の使い方について今質問したんですけども、その考えはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） でございますから、いろんな事業につきましては、これからの計画に沿って、いろんな事業を進めていきますということであります。

ですから、その財源はどうするかという、ご質問は基金のことについてのご質問だと思いますが、財源については、基金を取り崩さなくてもほかの財源で今やっておりますし、今後でもできるだけそんな有利な財源を活用していきたい。また、そういった財源が立てられないというようなことになると、基金等も活用していくということをお答えさせていただいているわけでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、協力隊関係についてちょっと質問させていただきます。

協力隊が今まで16名ということですし、現在11名いると思います。今の業績を協力隊が実際業績を今後村がちゃんと受け入れていくということで、私は今、村長の答弁を解釈しました。ですから、卒業した、任期を終わった人たちの今の事業も、村もバックアップして、そして財源をそれなりにいろいろのものを使いながら、事業を継続させていくという解釈でよろしいですか。私はそのように解釈しますけれども。

それで、協力隊についてまず原点に戻ります。村では協力隊員の採用の目的は何と考えていますか、まず真っ先の問題です。きのうも1人委嘱したと思いますけれども、協力隊員の採用の目的、もう一度原点としてお答えいただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変申しわけございません。協力隊員についてのご質問の通告ございませんでしたので、ちょっと用意はしてございませんが、いずれにいたしましても、協力隊員が3年間それぞれご努力いただき、いろいろな成果をおさめていただいております。そして、協力隊を任期終了後も、それぞれの活動を継続していただいているということにつきましては、やはりその後もいろんな形で支援できるところは支援申し上げ、ともに地域活性化のために今後もお力をいただきたいと、こんなふうに思っております。

先ほど農業の関係のお話も出ましたけれども、その隊員につきましては、任期終了後も今後もそれぞれ立派に活動していくと、そんな計画もいただいて、別の制度等も活用しながら今支援を始めたところでございます。皆さんそうして地域に残っていただいて、この地域をさらに元気にしていただければありがたいと、そんな思いでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 通告がないから答弁できないというのはちょっと、協力隊の採用目的は何ですかなんていうのは原点の原点で、村長十分承知だと思います。

私も、これは最初に総務省から通知が来て、私たちもそれなりに解釈させていただきましたのでわかっておりますけれども、要は、任期を終わってここに残りたいという隊員がおります、ですけれども、その残った後、自分たちの生活が不安定だ、または、今後その事業を今まで積み重ねてきたそういう経験、または人脈ですね、指導していただいた人の人脈、または全国的にあるいろいろのところから研さんさせてもらった人脈等も、協力隊の人たちは十分持っていると思います、そのように聞いておりますし、また、現在の協力隊の中にも染

めだとか織りだとか、そういうことに興味を持って、ある程度の知識を持ちながら麻績村のそういう伝統工芸に魅力を感じて、応募してきたというそういうことも聞いております。

ですから、私が一番言いたいのは、麻績村の伝統工芸を今後長いスパンで村の村おこし事業の一端に考えていくのか考えていかないのか、そのためには今言ったように財源が必要になりますから、そのときの財源をどうしますかということを知っているわけです。

協力隊が3年間やっただけだからあとはよしという考えなのか、それとも今後、今までやってきた業績については、村自身が何なりとどんな形でも支援をしていくのか、一般財源を使ってでも支援をしていくのか。

8月には聖高原のレイクサイド館で、おみもの市が開かれましたね。あのときもそれぞれの作品が非常にきれいに展示されておりましたし、一朝一夕でできるものではないと思います。それから、先ほど伝統工芸については、特に日本の伝統工芸ということがベースにあるということは事実です。ですけれども、麻績村の伝統工芸を村おこし事業に転換させて、それを1つの麻績村の事業としてやっていく計画はないかということを知っているわけです。

それに伴う財源を財調から使う、もしなければですね、一般財源で使えばいいです、もちろん。それは全然構いません。財調の目的がありますことですから、それは構いませんけれども、実際に任期を終えて、まだここへ残って村に定着する、協力隊の目的は、都会から若者を呼び込んでそして定住してもらうというのが大きな目的だと思います。ですから、そういうことを今やりつつある隊員がいますので、その支援をどうするかということをお知らせしているわけです。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員にちょっとお聞きしたいんですけれども、質問要旨の3番からいきますと、今後の基金活用を麻績村伝統文化を継承し、村おこし事業に活用する考えはないかと、こういう質問要旨でございますけれども、地域おこし協力隊の関係について、これ関連あるということで質問なさっているのか、その辺を明確にさせていただきたいんですが。

3番からいきますと、基金活用を伝統文化を継承しと、こういうふうにうたってございますね。ですから、その辺についてちょっと、もし関連あるんでしたら説明お願いしたいと思います。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 関連があると私は解釈しまして質問いたしました。

今まで、ほかにも伝統文化ありますよ、麻績村に幾つかのありますけれども、特に協力隊の人たちが行っていただいた紙すき、それから機織り、それから染色については、麻績村の

伝統文化という1つの大きな歴史があるということで、私はだからそれを復活させるためにはどうするかということを知っているわけです。

協力隊自身の活動についてもそうですけれども、一番はそこを聞きたいと思っています。

○議長（尾岸健史君） 理事者にお伺いします。

そのようなあれで、関連性があるということをご理解できますでしょうか。

それでは、答弁を求めます。

○村長（高野忠房君） 3番のご質問でございますが、麻績村伝統文化を継承し、村おこし事業に活用する考えはないかということでございますが、まずこれには2つあると思います。

麻績村伝統文化を継承する村おこし事業、これを今後も続けるか続けないかということでございますが、この事業につきましては、村おこし事業としてこれからもいろんな形で行っていきます。これは地域おこし協力隊に限らず、麻績村にはいろんな幅広い活動がございます。そしてまた、地域おこし協力隊のみならず、大勢の皆さんがかかわっていらっしゃいますから、当然、今までと同様、これからも大切な文化、こういったものは守っていくという事業はやってまいります。直営であろうが、あるいは支援であろうが、いろんな形でこれについては力を入れてやっていきます。

これに対しまして、基金を活用するかしないかということにつきましては、これは必要があれば基金を活用しますが、現段階では非常に多くの制度がございますので、そちらのほうを活用して進めていきますということで、先ほど来答えさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 伝統文化について、特に私としては紙すき、染色、織物に絞ったものですから、ちょっとそれに関係している協力隊員のことに関連ということで述べさせてもらったんですけれども、確かに麻績村にはまだ、今回の花屋さんもそうですし、ほかに建設的なものでいっぱいあると思います。

ですから、先ほども言いましたようにソフト事業ですね、ソフト事業の活用をどうするかということも含めて、振興計画の中に一緒にこの計画が盛り込まれて、そしてそれにはどのような使い方をしていくか、特に振興計画の中で改めてうたってはいいないけれども、伝統文化の継承ということをどのようにしていくかということが、私は尋ねたくて聞いた質問です。

ですから、今の村長の答弁ですと、当然村の伝統文化は継承していくということですし、

それに対する支援も一般財源を使いながら、また、必要に応じては財調を取り崩しながらでもやっていくということですから、その計画は非常にすぐ結果がなかなか出ないと思います。ですから、村民の中に定着して理解してもらわなくちゃいけないと思いますので、その点をしっかりとお願いしたいと思いますけれども、今後の振興計画の中に、これのものも取り込んでいくという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村の大切なもの、これいろいろのものがござります。今日まで守ってきたいただきましたそれぞれ地域の文化財等もござりますし、それから文化財にまつわる伝統文化ござります。これは神社に関していろんな舞でありますとか、こういったものも保存していかなくやなりませんし、それからそういった歴史そのものも、ある形に見えるものにして残していかなくやいけないという事業もあります。

ですから、こういった文化、あるいは歴史、こういったものは村の宝として、全村民のご理解をいただきながらこれからも大切に継承していきたいと、こんな思いでござりますのでお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 確かに、非常に目に見えない、目に見えないけれども継続していくにはお金も必要になってきます、維持費としてですね。そのものを維持費として残していく必要にはあると思います。ですから、その活用をどうするかという長期的な目で見て、その伝統文化のいろいろ文化財を保護していく、継続していくにはお金の流用をどうするかということが懸念されていますので、私は特にそこについて焦点を絞って質問させていただきました。

建物もしかり、それから文化財として残っているもの、例えば福満寺、この間福満寺については幾つか、仏体については修復もされましたし、手もかけられました。それから神明宮についても今やっています。そういう目に見えているところは、麻績村の大事な伝統文化財として、それから今村長言われました有形無形の文化財たくさんあります。それをどれをどうやって拾い上げて、どのような時点でそこに財源を注入して、それで継続していくかということが今の若い人たちに受け継がれていかないと、まだ私たち、今のどうでしょう60代以上の人たちは、麻績村のことが大分わかっていて、そういう文化財が大事だ、伝統文化が大事だということがわかっていますけれども、若い世代のところへ、そのものが上手に受け継がれていくか非常に不安です。

そういう意味で、基金を使いながら、早目早目に住民の中にそれが還元されていることを伝えていてもらいたいと思うんですけども、その考えはいかがですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大変重要なお提言をいただいたわけですが、実はこちらは今地域の歴史文化を守っていきたいという思いはあるわけですが、例えば今の文化財、無形の文化財でございますが、村でも今、教育委員会のほうで補助金を出してございます。こういった中で、もっと出したいという思いはあるんですが、それを受けてくれない、受けただけがないということもあるんです。

実は今、秋のお祭りの時期になっているわけなんですけど、もう獅子舞ができなくなっているという地域もあります。それから笛が吹けない、笛を吹く人がいない、そういった地区も出ております。こうした中で、大切に守られてきたそういった文化ですね、土着文化をどうやってこれからも守っていくかということは、これは全て行政だけではなくて、行政も当然やります、村民の皆さんも一緒になって大事なものを残していくと、ぜひそんな思いになっていただければ大変ありがたいと、こんなふうに思っているわけです。

ぜひ議員にもいろいろな面でお力添えを賜りたいと、こんなお願いをしたいと思っております。これからも村としては、こういった大事なものは守っていく、そんな支援をさせていただきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） わかりました。

各地域でそういう課題があると思いますけれども、それなりの支援バックは村のほうでも全面的に協力するという解釈をしていいということですね。できるだけ村民の人たちにそれが受け継がれていかないと、どこかで断ち切れちゃうと思います。それまで注入してきた財源が活かされてはこないし、一番はそれがなくなるという非常に悲惨な結果になっていくんじゃないかと思えます。

非常にわかりにくくて、一般の人たちにはわかりにくい伝統文化の事業ではありますけれども、ぜひ、村も積極的にそういうことについての、教育委員会なら教育委員会で結構ですけども、そういう支援をし、また住民にそういうものの大切さを学校教育、または地域、そういうところで積極的に進めていっていただきたいと思えます。それに対する財源の使い方は、十分補って行って考えてくださるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 大切な麻績村に伝わる伝統文化、これは今後も継承していきたいし、それから村民皆さんにご協力をお願いしたいなこう思っております。必要な財源につきましては、確保するよう努力してまいります。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 最後のお言葉をいただきましたので、私も心強く思います。いろいろな人たちに、麻績村の歴史とともに、こういう麻績村の今から残されていかなくちやいけない伝統文化、または文化財、そういう有形無形の文化財、または産業とも一緒に考えていかなくちやいけないということを私自身も心にしまして、今後努力していきたいと思っております。ぜひ村のほうでも、それについては積極的にお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

それでは、ここで休憩をとります。再開は10時5分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時05分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） それでは、事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

1 番、小山福績。

初めに、麻績村小・中学校の将来のビジョンについてお聞きします。

本年 8 月 11 日付、市民タイムスの記事によると、前日 10 日、筑北村教育委員会は関川村長に村の保育園、小・中学校のあり方をまとめた提言書を提出したと書かれていました。内容は、筑北と坂井の 2 小学校は早急な統合が必要としているほか、筑北中学校に通う生徒は、小学校の統合にあわせて段階的に聖南中学校へ通わせることを盛り込んだというものでした。

麻績村教育委員会にお聞きしたところ、平成 27 年 6 月から平成 28 年 9 月現在、教育委員会会議は小学校関係で 14 回、組合立中学校関係で 15 回、うち 1 回は臨時会議ということでした。これだけの数の会議が行われた中で、委員の方から麻績村の小・中学校の今後の方向について、また将来ビジョンの話し合いはなかったのか。

要旨 1 としまして、組合立が解消されたときの対応は。

要旨 2、小中一貫教育の計画は。

要旨 3、村立中学校になった場合の財政的シミュレーションは。

以上、3 点について研究、検討されているのかお聞きしたい。

今回の質問に関しましては、村長は、議員同じような質問を何回もしないでほしいと考えておられると思いますが、これは村長さんの答弁にも問題があると思います。1 回で凜としたご答弁をいただければ、前回と同様の質問をする必要もないと考えます。議員は一般質問した事項について、経過を検証することも議員の責務と捉えています。特に学校の将来については、子供たちはもちろん、保護者、村民の皆さんも心配している問題であると思います。

次に、地域循環型堆肥化施設の今後の方針は。

要旨 1、生ごみ資源化の計画は。

平成 27 年 8 月 19 日、前宮下振興課長から、木材チップを利用した堆肥化施設を計画しているとお聞きしました。1 年を経過したが、その後はどのようになっているのか。

要旨 2 としまして、工事費等の試算は。

平成 17 年から稼働している現在ある施設は、機械等も老朽化しており年々ランニングコストも上がっていると思われます。

要旨 3、産業廃棄物への法的対応は。

収集、運搬を含む処理法への対応は、家庭ごみの処理施設とするのか、産廃にも対応する施設にする計画があるのか、予算も含めお聞きしたい。

平成 23 年 12 月定例、一般質問に、現在の堆肥化施設の今後をお聞きしました。村長答弁

では、今後については23年度中に方向を出したいと考えている。なお、補助金で実施した事業であり、24年秋までは現状を維持していくと答弁されたと記憶しています。数名の雇用が見込めるような施設にする計画があるのかお聞きしたい。

再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 小山議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思います。

最初の問題、学校の問題から答えさせていただきたいと思います。

麻績村、筑北村の学校統合問題につきましては、平成23年8月、子供たちを主役にしたよりよい教育環境の整備など、5つの基本理念をもとに両村の話し合いが始まり、平成24年3月には両村長からの統合案が示されるまでに至りました。

その統合案について、麻績村では概ね了解を得ることができましたが、筑北村では厳しい、難しい状況となり、8カ月後に話し合いは再開されましたが、進展がなく、村長選などにより中断となりました。その後、筑北村では新たに関川村政がスタート、従前の方針から転換し、学校統合は筑北村だけで進めたいとの申し出があり、両村の話し合いはそれ以来途絶えております。

私としては、いつの日か筑北地域は1つになるという考えからは残念であり、また、旧坂井村との歴史ある関係からも、今でも両村長案で示した麻績、坂井の統合を望んでおるところであります。

筑北村さんが筑北村単独でやるとの結論になったとすれば、麻績村は麻績村としてやっていかざるを得ません。その場合には、小規模だからできる質の高い教育を実践すべきと考えておりますし、小中一貫教育も当然検討されることと思っております。また、あわせて将来に向けては、築北地域は1つということも考慮して進めることが必要と考えております。

麻績村単独での中学校運営については、現状のままで想定しますと、35%の負担金と生徒数減少に伴う交付税の減少、また一方では、生徒数減少に伴う経費の減少などが主なものとなりますが、学校設置の形態、これは一貫校にするかというようなことを含めてでございますが、こういったことや、現在進めております若者定住策による子供の増加傾向など、さらには、小規模だからできる質の高い教育の導入など、これらをどうしていくかによって大きく異なります。現時点では明確にお答えができません。

いずれにせよ、財政的には厳しさを増しますが、教育は百年の計、次代を担う子供たちのために、最大限努力していかなければならないと考えております。

詳細につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

2つ目のご質問でございます。

地域循環型堆肥化施設の今後の方針はについて答えさせていただきたいと思っております。

生ごみの再資源化につきましては、資源の有効活用とあわせて、ごみの搬出量を減らす観点から今後も継続、そして拡大したいと考えております。現在の施設は経年による老朽化が進み、修繕費等がふえておりますし、数年後には大規模修理も必要との指摘を受けております。

こうした中、庁内チームで研究、検討を進めてまいりましたが、今後については、ランニングコスト抑えた新たな方式、これは特殊な菌による発酵化、この方法でございますが、これによる処理への転換が有力な案となっております。施設は現在の建物を基本として、多少の増築、機械器具については切りかえし用重機ほか程度を考えております。

さらに詳細を詰めながら、委員会等での検討を経て、ことしの12月末までには方向づけをしたいと考えております。施設整備につきましては、できれば平成29年度に実施してまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、振興課長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから補足をさせていただきます。

まず、小・中学校の将来のビジョンはということでございます。

そんな中で、現在のところ筑北村としての方針は、まだ出されていないというのが現状かと思っております。そんな中で組合立が解消ということでございますが、組合立においても村立でも、学校運営の内容は変わらないというふうに見ております。

そんな中で、教育委員会としては昨年の中間答申をもとに、麻績村教育大綱等の計画に沿って、生徒の学校生活に支障のないよう学校運営を行う中で、同時に中間答申の精査、また教育大綱の見直し等、今後の麻績村の学校教育についての協議、検討を行っていくこととしております。

なお、組合立がもし解消されることになると、財政面での影響が考えられるわけですが、そんな中で小・中学校の運営を含め、麻績村の学校教育全体を見直す中で、子

供たちの教育に支障の出ないよう努力していきたいと考えております。

また次に、小・中学校の一貫教育の計画の部分でございますが、こちらにつきましても、中間答申の中にも明記してございます。そんな中で検討を行ってまいりたいと考えておりますが、いずれにしろ、近い将来的には一貫教育的なものは出てこようかと思っておりますが、当面は現在の施設を有効に利用する中で、子供たちの発達や学びの連続性を確保する観点から、支援や教育が途切れることのないよう、保育園、小学校、中学校の横のつながり、連携を充実させる中で、成長に合わせた指導方針、また指導内容について、同じ教育観に基づいて教育が行われるようしていきたいということでございます。

なお、一貫教育体制の中には学校を1つにする部分、また、それぞれの学校と連携しながらやる体制、また、義務教育学校的な部分もございます。今後、しっかりそこら辺も協議を進めて、将来的な部分につなげていきたいというふうに考えております。

また、村立中学校になった場合の財政シミュレーションでございますが、現在のところ財政のシミュレーションは行っておりません。しかしながら、過去5年間の部分を見てみますと、財政面では横ばい状態で推移をしてきているということでございます。そんな中で、先ほど村長の答弁のほうにもございましたが、筑北村が万が一にも組合立が解消になった場合ということでございますが、一応、交付税の関係につきましても、組合立でも村立でもほとんど影響はないということでございます。

そんな中で、筑北村の分担金約35%ということですが、金額的には約1,300万程度というふうに見ております。これも先ほど申し上げましたが、しっかり歳出において工事等、備品等々計画的に村も対応していくことによりまして、収支のバランスをとれるようしっかり考えていきたいというふうに考えております。

なお、学級数におきましては、組合立が解消されても学級数は減らないということでございますので、交付税の関係も、生徒数の減にかかわる部分で影響が来るのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、学校の全体を検討しながら計画的に事業を進められるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから地域循環型堆肥化施設のご質問に対しまして、補足の説明をさせていただきたいと思っております。

生ごみの再資源化の計画でございますけれども、議員ご指摘のように、機械の老朽化等が進んできております。施設につきましては、10年を過ぎまして11年目を迎えておりまして、機械の耐用年数も10年ということでございますので、耐用年数は過ぎているというところがございます。

平成23年12月の定例に小山議員さんから、また平成26年6月の定例の一般質問におきまして、この生ごみのリサイクルに対するご質問をいただいているところでございます。平成26年6月の定例議会の際には、現施設については、もう10年目を迎えて、数年後に寿命が来る部品もあるということも予想されるということから、現方式からランニングコストをなるべく抑えられる新たなものを考えていきたいということの答弁をさせていただいております。

それを受けまして、平成26年2月に県を初めとして職員で先進地の視察を行っております。その施設等の検証を踏まえつつ、今後いろんなものを検討させていただきたいということでございますけれども、いずれにしても、現施設につきましては、当初の目的の牛ふん堆肥との混ぜ合わせということでございますけれども、牛ふん堆肥の調達が難しくなっているところから、優良堆肥による農業振興といった当初の目的からは多少ずれているところがございますけれども、経費のかからない方向で事業継続はしていかなきゃいけないというふうを考えているところでございます。

こうした中で、関係職員等によりまして、庁内での検討委員会を発足をさせていただいておりますし、それから、平成22年2月以降に休会をしておりました麻績村地域循環型農業推進検討会議についても、発足をさせて、検討してまいっているところでございます。

今後でございますけれども、今のところ、機械に不具合があるわけではございませんけれども、機械が壊れてからということでは遅い部分もございますので、今後さらに検討をして、方向づけをしていきたいというふうに考えております。

それから、工事費等の試算ということでございますけれども、現在、施設については、今大きな不具合はございません。ということで、今年度はそう修繕費はかからないというふうに見てはございます。ですが、10年過ぎておりますので、どんなふうになるかわからないというところでございます。

3番目の産廃の関係でございますけれども、産廃につきましては、分別をしました一般廃棄物と産業廃棄物と分類はされます。ですけれども、産廃につきましては、処分方法等については厳しい法律がございますので、対応的には一般廃棄物の生ごみの再資源化ということ

を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、順番に再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、学校の将来ビジョンですが、27年6月、これが前回自分が麻績村の教育環境についてということで一般質問をさせていただいたときの、今ここにあるのが議事録のコピーですが、平成27年4月21日には、中間答申が教育委員会のほうからなされまして、それからもう既に1年半に近いくらいの時が流れているわけですが、この前回の教育環境のときの村長の答弁にも、こういった問題は焦らずにやっていくべきではないかと考えていると、それから今、教育委員会さんのほうでは、教育長が大きな視野に立って、今、目先のこと、5年、10年ということではなく、さらに先のことを教育委員会さんのほうでお考えになっている、いろいろ検討されておられるということは聞いているという答弁を村長さんされていますが、この部分の、もうじき約1年半になるわけですが、教育委員会としては、先ほどの要旨1から3、3は財政的なことですのでいいとして、この1と2について、どのような研究、検討をされたか説明を願いたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） その件につきましては、中間答申の部分でもお書きしてございますが、こんな中で中間答申では、今後の動向を見きわめて研究が必要な事項もあることから、引き続き検討を重ねて、改めて新たな答申をしていくということになっておりますが、そんな中で、情報としては今までにほとんどなかったということで、ここへ来て数カ月の間に、筑北村さんのほうで非情な動きが出てきているというふうに理解をしております。

ただし、定例教育委員会等の中でも若干話はあるわけでございますが、中間答申の中で、それぞれの部分を含めた中での答申をしてございます。そんなことも踏まえながら、今後の動向を見据える中で、また協議に入るということで話し合いができておりますので、よろしく願いたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） その前回の質問をしたときの教育長の答弁にも、筑北村の動向を見ない限り何とも言えないという答弁、記録に残っておりますが、この1年半の間にじゃ、あくまでも筑北村さんの動向を見て、それが出てきたところで麻績村としては対応をしていくのかということをお前回のときも再質問でお聞きしたんですが、このことについては、麻績村と

しての方向、また将来にわたる計画、これは麻績村単独では、先ほど村長の答弁にもありましたが、返答ができないというようなことでしたが、少なくとも教育委員会がこれだけの回数開かれていて、このことが問題にならなかったということ自体が私は問題だと思いますが、その辺のところについては、どのような見解でいらっしゃいますか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） そのときも多分そういうお話をしていると思いますが、中間答申の中でもしっかりうたってございます。

これは中学校にかかわる部分も含めてでございますが、しかしながら、組合立での学校運営が困難になった場合も考慮し、ここでは麻績村独自で進めることになった場合について述べさせていただきますということで、そんな中で、保小中一貫教育の実施、またコミュニティ・スクールの確立、それぞれの項目を挙げながら対応できるように答申をしております。

そんな中でやっておりますので、筑北村さんの動向、今現在でいきますと、教育委員会が村のほうに答申をされたということでございます。それが今度村のほうでどういう方向性になるかというものが決まっておりますので、これの中間答申をもとにしながら、今後精査を加えていくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 同じく、昨年お聞きしたところですが、村長さんの答弁にも、これからはグローバルな世界でICTを活用とか、子供たちが少なくなっているのに、学校の果たす役割は、それぞれの地域における役割など非常に大きなものがあるという答弁をされておりますが、これはあくまでも教育の方法だと私は思います。将来に向かって、麻績の環境も含め、総合的なビジョンというものがいまだに計画の段階では何もないのかということをお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） そんな中で、この中間答申もありますが、そんな中に合わせて27年度後半からかけて、麻績村教育大綱が村長と協議をする中で、これからの教育方針を進めてきているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 教育大綱も自分のほうへもらっておりますので、読んではありますけれども、いずれにしろ、絶対にこの必要な部分というのが見えてこないような感じを受けます。

もう少し踏み込んだ、本当は答弁をいただきたいわけですが、先ほど村長さん言われるように、前回は申し上げましたが、これは難しいことは自分もよくわかっています。わかっているのに、なお、この中間答申、それから今度最終答申に向けて、このようなことをこのように研究して現在に至っているんだという明確な答弁をお願いしたい。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 先ほど来申し上げているとおり、中間答申でもそうでございますが、結局、合併問題いろいろ出ているわけでございますが、そんな中で動向を見ながらということで、麻績村としての方針はしっかりここに打ち出されている。

また、教育大綱でも、麻績村の教育をこういうふうにしていきたいということで、これは第6次振興計画もあわせる中で策定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、いずれにしろお答えはいただきかねるということですので、これ以上もうやっても時間の無駄かなと思いますので、これでやめますが、実際、村民が気にしているのは、先ほど自分が上げた、3番は財政的なことです。村民にはある程度説明のみというような形でいいと思いますが、この要旨1の組合立が解消されたときの対応、要旨2の小中一貫教育の計画、この辺のことは、少なくとも説明ができるというのが普通ではないかと感じますので、なるべく早い段階に着手していただいて、このことを実行しろと言っているんじゃないんですよ。計画がないということが私は意には沿えないとそのように申し上げて、この件はやめます。

では続いて、堆肥化施設の件ですが、9月20日に大町市八坂地区にあるごみ処理施設を振興課の方が視察されたということですので、この内容、またこっちでかかっているランニングコストみたいなものがわかりましたらご説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 職員のほうで9月2日でございますけれども、大町の八坂にあります八坂堆肥センターを視察をさせていただいております。

堆肥化の方法につきましては、以前ご視察をいただいた施設と同じ方式でございます、HDMシステムというシステムでの堆肥化ということでございます。HDM、ご存じかと思いますが、先ほどから出ていますが、菌を活用して菌で有機物を分解する方式という方法で、大町市も行っているということでございます。

大町市につきましては、小・中学校、福祉施設、大町温泉郷のホテル、旅館等からと、そ

れから一般家庭3,000世帯から生ごみを収集をしているということでございました。大町市でございませけれども、平成26年に76.9トン、それから平成27年には144トンということで、麻績の規模からいいますと、約4倍、5倍というような施設でございませけれども、いずれにしても、この堆肥から出る生成物というのは5%ということでございませるので、出てくる量は、できてくるものは非常に少ないということのようです。

日1.5トンという1日の最大搬出量ということでございませけれども、5%しか生成物できてきませないので、最終的に販売というようなことを考えているようございませけれども、現在につきましては、小・中学校のほうへ配っている程度というようなことございませ。

施設でございませけれども、延べ床面積が579平米、鉄筋平家建ての施設、ハウスみたいな施設でございませ。この施設の中には、生ごみの処理スペースとそれから熟成スペース、それからここでは牛ふん堆肥も行っておりますので、牛ふん堆肥を攪拌するスペースと、それからもみ殻を保管するスペースということで、規模的には大きな規模でございませ。

ただ、設備につきましては、ご視察いただいたところと同様でございませけれども、送風のブローとそれから攪拌するホイールローダー、それから堆肥ができたときの袋詰め機というようなものが設置をされております。

簡易的なものでできるということでございませけれども、この堆肥化施設につきましては、大町市につきましては、民間の資金力、それから経営能力、技術能力を活用するというPFI方式を活用して事業を行ったということで、事業費につきましては、この建屋と整備で3,780万という金額だそうございませ。

麻績の生ごみの量につきましては、平成25年が45.9トン、それから26年が36.3トン、それから平成27年に当たっては26.6トンということで、最近ちょっと収集量が少なくなってきておりますけれども、いずれにしても、この多いときで勘案しましても、大町市の年間の搬出量の3分の1程度でありますし、それから大町市につきましては、牛ふん堆肥の堆肥化もこの施設でやっているということで、施設の面積は村のほうは144平米ですから、5分の1程度の施設ということで、改修をもしするに当たっても、費用的にもそれほどまではかからないのではないかなというところございませ。

施設的なものは以上でございませ。

また、管理の委託でございませけれども、これにつきましては、現在、埼玉県にある業者に指定管理を出しているということでございませ。この菌を使った方式は、菌単体での販売がないということでございませるので、この菌を販売、それから管理まで含めたものが、この

システムということでございまして、そういった業者に指定管理に出しているということでございます。

指定管理料につきましては、通常でありますと指定管理料は約1,000万円でございます。これにつきましては、人件費、地元雇用がお二人、それからあとは菌代、木のチップ代、それから成分の管理代と、それから全体の施設の管理代が含まれているということでございます。

こういったことで、施設も麻績のほうと勘案しますと、規模的には少ないわけでございます。そういったものから考えますと、ある程度の経費で抑えられるのではないかなというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、施設の内容につきましては以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 説明ありがとうございました。

このチップを利用した、これ自分たちも視察した経緯もありまして、おおむね手順はわかります。それで、麻績村もこの数年の間に約30トン前後の生ごみを集めて、20トンくらいのぼかし剤じゃないけれども、そんなようなものをつくっていたと思いますが、今お話のこの生ごみの処理施設にすると、そういう副産物という言い方、堆肥という言い方、どちらが正しいかよくわかりませんが、それが極めて今度少なくなるということになるのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 議員おっしゃられるとおり、今までの方式でいきますと、30トンの生ごみを詰めて、約20トンぐらいが生成物ができているというところでございますけれども、今回のこの方式でいきますと、堆肥化率、転用率が5%ということでございますので、この生ごみを年間30トン集めても5%ですので、5%、6%にしても1.5トン程度ということになります。ということでございますので、生成物、堆肥的にはそれほど出ないという現状であるということでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この八坂にあるごみの処理施設の概要は、ただいま説明していただきましたのでわかりました。

あと、委託ということは、これ、プライベート・ファイナンス・イニシアティブという感

じの多分方式だと思いますが、これが約1,000万円ぐらいかかっているということですが、麻績とすればこの方式を、この業者が菌だけを販売できないということになれば、やっぱり業者委託していく傾向になるのか、単独でやるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） いずれにしても、今後さらに検討をしていかなきゃいけないと思っております。

本来なら菌だけをいただいて、今の施設の中で現在の方式でやっていくほうが、一番経費的には抑えられるのではないかなというふうには考えておりますけれども、いずれにしてもこのHDM菌、または例えばEM菌ですとか、そういったいずれにしても菌を扱う場合に、菌とそれからこの管理というものまで含めてというようなものであるとするならば、それ以外はだめということになれば、この方式をとらざるを得ないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは、ことしの2月12日に、先ほど課長おっしゃいました堆肥化施設の検討委員会が開かれたということですが、この委員会の中で、ある程度決定されたようなものがあるのか、またどういう内容を検討したのかご説明いただきたい。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 平成16年7月でございますけれども、この地域循環型農業推進検討委員会というのが設置をされております。

この目的は、この堆肥化施設にかかわる部分の検討をするということで発足をされております。この委員のメンバーにつきましては、村、それから議会、農業委員、普及センター、JA、それから農業関係者ということで構成をされております。

平成21年2月9日以来休会をしていたところでございますけれども、今回のこの堆肥化の施設の改修等の検討をするということで、平成28年2月12日に新たな委員を委嘱をさせていただきますして、開催をしております。

会議の中では、今までの取り組みの経緯、それから、今までの施設の現状についてを事務局のほうで説明を行って、それに対して意見交換をしております。内容的には土壌改良剤の配布方法だとか、改良剤の効果であるとか、導入前に見学をして視察をした宮崎県の都農町

の現状、それから生ごみの収集の方法についても広域化、もう少し幅広くごみを集めていただけないかというような、そんなような内容の意見がそれぞれ委員の皆さんから出されております。

最終的に、会議の中でいろんな話をされた結果、いずれにしても、この生ごみの再資源化については、今後も維持すべき事業になるという位置づけを皆さんで確認させていただいております。それを踏まえまして、会議の最後には、この施設の改修に向けて会議以降もさらに検討して、よい方向で新しい施設等、新しい設備等へ切りかえを行っていくということで確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、この施設計画がされているということですが、これにある程度の、数名でも雇用ができるというような施設になるか、その辺をお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 大町市につきましては、この収集量で2人の常時雇用ということでございます。麻績の量からいって、なかなか数名というところまで雇用できるかというところでいきますと、今の現在の収集から攪拌につきましても、一日に3回程度の攪拌で済むということでございますので、数名までの雇用ができるかというところは、何ともお答えできませんけれども、いずれにしましても、一日も休むことなく生ごみを収集、日曜日には収集ありませんけれども、そういったところございますので、単純に1人だけで回していくというのはなかなか難しい部分があるかと思います。丸々一日の雇用ということではないとは思いますが、そういった中では1名、2名等の雇用が必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それと、雇用は実際この計画がもう少し進んだ時点でなければわからないと思いますが、これ実際は、ごみの減量化につながってしまうような施設になるというお話ですので、できればこの堆肥化施設、堆肥を何かこう商品化できるようなことも、計画の段階で少しは研究していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） いずれにしましても、この施設につきましては、今の方式もそうですし、今回のこの方式につきましても、ある程度窒素分、肥料になる部分という部分が、

なかなか成分的にそろわないというような状況であります。

ですので、これ単体で肥料というわけにはいかないということでございますが、この管理をしていただいている大町さんの指定管理業者さんにつきましては、このできているものの成分については、試験をしてこういったものがある、こういった成分が入っていますというようなことはやっただけで済んでいるようでございます。

いずれにしても、堆肥というところまではいかないということでございますが、堆肥とまぜて活用するというような、今までの方式と変わらないかなというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは、全般を通しまして、先ほどの小・中学校の将来ビジョン、このことももうくどくは申し上げませんが、ある程度方向性を出すことに向かって努力をしていただきたいと。

それと、この堆肥化施設のほうにつきましては、計画が正確に上がっているということで、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） すみません、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

ただいまの堆肥化施設でございますが、現在、最終段階の内部の検討を今進めているわけでございますが、できましたら壊れる前に施設を整備しておきたいと、そしてできれば来年度着工できればと、こんなように思っていますし、それから、とりあえず施設をつくって、現状の収集したもののその移行ということで進めますが、その後につきましては、収集エリアをどうしていくか、それからさらに収集方法をどうしていくかと、こういったことは継続して進めていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、最初のご質問の学校関係でございますが、これは教育委員会にということもありますけれども、村としての大きな考え方というものもございまして、少し加えさせていただきたいと思います。

教育委員会では今、内部で検討を進めていただいておりますが、先ほど来おっしゃっているように、筑北村さんの動きを見きわめなければ進めることができないという箇所があるわけでございますが、結論に至っていないということでございまして、ぜひその辺のご理解もいただきたいなど、こう思っております。

そしてまた、筑北村さんの最終的な考え、いまだお聞きしていないわけでございますが、

どのような方向になったとしても、麻績村の子供たちの学ぶ学校をなくすわけにはいかないわけでございます。ですから、筑北村さんが築北村単独でやっていくという結論になったとすれば、麻績村は麻績村としてやっていかざるを得ませんし、その場合には、申し上げたとおり小規模だからできる質の高い教育、こういったものをしっかりと実践していきたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 小山議員、よろしいですか。

小山議員。

○1番（小山福績君） 今、自分でやめると言っちゃったんであれですけども、誰が見ても一生懸命やっているんだという姿勢を、村民にわかるような研究をしていただきたいということで、自分の調べた中では、隣村ではスケジュールがもうできていて、一応本年度中には議会に上げて、31年4月くらいには開校したいという、あくまでもこれはスケジュールですが、そんなような話もちょっと聞きましたので、なるべく危機感を持って対応していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚原利彦君

○議長（尾岸健史君） 続いて3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

既に通告いたしました項目につきまして質問いたします。

1点目は、移住者・転入者に関する村政の課題について。

2点目は、小さな産業づくりについてです。

質問と答弁は自席にて一問一答でお願いしたいと思ひます。

それでは、願ひします。

1点目の移住者・転入者に関する村政の課題ですが、最初にお伺ひするのは、若者定住促

進住宅に関してです。

これについては、平成26年12月の定例会、それから本年3月のときにも伺いましたが、村民の皆さんの関心やご意見も多いということもあって、少し掘り下げて伺いたいと思います。

若者定住策は、現在の麻績村の主要政策であり、定住促進住宅の建設は平成23年度から始まって、現在では戸数もふえ、転入世帯も増えてきています。そこで、この住宅政策の基本的な考え方を確認したいと思います。

まず、若者定住促進住宅では、条例で入居指定日から起算して15年まで、または中学生以下の子供と同居している期間、ただし、同居の子供がその住宅から高等学校へ通学する場合は、在学中に限り入居期間を延長できるというふうになっております。この入居許可期間がありますが、この若者定住住宅入居者の子育て終了後の定住といえますか、これに関する村の考え方、方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 最初のご質問、まだほかにもあるんですか。どうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 塚原利彦議員、1番の要旨の1番でいいですか。

○3番（塚原利彦君） はい。要旨1番についてお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 申しわけございませんが、最初の質問についてまず答えさせていただきますが、よろしいでしょうか。

最初のご質問に答えさせていただきます。

移住者・転入者に関する村政の課題についてという、最初のご質問について答えさせていただきますと思います。

要旨が4点ございますので、それぞれについて答えさせていただきますと思います。

天王地区及び本町地区で進めております若者定住住宅につきましては、予想以上に好評でございます。現在建設中の10棟についても、多くの問い合わせや入居希望が寄せられています。

9月1日現在、両地区の27棟に、これは天王地区及び本町地区でございますが、87名、うち中学生以下の子供31名がお住まいになっており、今年度末までにはさらに10棟、入居者は30名近く増えるのではないかと、こんなことを予想しております。多くの皆様にご理解、ご協力をいただきまして、本事業が進展しておりますこと感謝を申し上げさせていただきます。

す。

ご承知のとおり、この住宅は子育て世代の若い方々に住んでいただく賃貸住宅ということでありまして、分譲販売のように永住を目的とするものではありません。と申しましても、子育て後もほかの一般住宅と同様の条件になって、お住まいを続けていただくことは可能でございます。

既にお住まいになっておられる方々からお話をお聞きしたり、先ごろは本町地区の皆さんのご尽力により、新たに入居された皆さんを交えての交流会を開いていただき、私もお案内いただき、いろんなお話をお伺いすることができました。今後も、若い皆様が真に望む村づくりを着実に進めることが大切だということを、改めて認識をしたわけでございます。

こうした中で、ご要望のあった主なことについて申し上げますと、これは交流会以外を含めてでございますが、私がお聞きしているご要望でございますが、子供が3人以上になると少し狭い、こんなお話も聞いております。それから、10年、15年ぐらい過ぎたら買い取りのできる住宅を欲しい。土地が広く増築も可能な、そんなところも考えてほしい。こんなご意見もあります。それから、現状の手厚い子育て施策、これも今後継続してほしいと、こういった、若い皆さんからは要望がございます。

子育てが終わった後のお考えは、いろいろなことをお聞きしますけれども、村外から移住された方は総じてご自分の所有する家に住み、悠々自適な生活を将来にわたって送りたい、そういった考えが多いように受けとめております。それが古民家であったり、あるいは新たな建築であったり、あるいは借家の購入であったり、いろいろではございます。

今後、これらのニーズに応えられるよう、空き家情報のさらなる把握、それからさらに新たに住宅建設可能地の情報収集、そしてこういった土地の紹介、こういったことも必要ではないか。それからさらには、賃貸を一定期間して、その一定期間経過後には販売できるという、そういった住宅の建設も必要ではないのかなど、そんなようなことも今考えているわけでございます。

移住者の就業の場の確保は……、これについてもお答えしてよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 一問一答で今1番ですので。

○村長（高野忠房君） そうですか。ここで止めておきます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） すみません、ちょっと私の最初のときに申し上げればよかったんですが、質問要旨ごとに一問一答でということをお願いできればと思います。

今、1番の子育て終了後の定住に対する方針はということで、今お聞きをしました。

昨年の12月の一般質問の回答で、村長のほうから長期入居者から買い取りの要望があるということも聞いていると、検討もしているがというご答弁がありましたけれども、そのことについて、そういうことも考えていかなきゃならないというような、今ご答弁だったと思いますけれども、具体的にそれについて、時期だとかそういったことの検討とかは、どんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） この件については、まだ検討という段階には入っておりません。今後、考えたいなということでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今後と今言われたんですが、その理由といたしますか、なぜ今でなくてもう少し先になるのかというのは、どのような理由でしょう。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まずは、今進めておる若者定住住宅、これの完成及び完成後の周辺整備、いわゆるこういったことをまず優先すべきだと。そして、次の段階として新たな計画を考案するにしても、用地の問題でありますとか、いろんな手続等もございますから、そういったことも考慮しなきゃならないという意味でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 天王にも住宅ございますけれども、条例の先ほどの文面からいきますと、高校通学をするまで、その後は事情によってはというようなことが書いてありますけれども、基本的にはそういうことだとすれば、皆さんそういうおつもりでもしいらっしゃるとすれば、早いほうがいいんじゃないかという感じはするんですが。買い取りといたしますか、払い下げといたしますか、そのことなんですが。

そういった点では、まだそういった方向にすぐにはいけないということについては、今お話あったんですけれども、ちょっとよくわからないところがあるんですが。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 事業は一つ一つきちんとやっていかなきゃいけないわけですが、今進めております本町につきましても、地域から要望ございます24戸できたとすれば、周辺の整備でありますとか、あるいは子供たちがふえたときに、近くでちょっと遊べるよう

な緑地がないとか、いろんな課題がございます。そういったことを含めて、早くこの事業を完了したいということでもあります。

そういった完了してその状況によって、さらに今のようなご要望があるとすれば、さらに多くの皆さんに、この麻績村に住んでいただくための計画を新たに立てていかなきゃいけないということもございますが、それにはまず土地の確保、それから資金の計画、いわゆるこういうことも進めながら、それから土地の確保については、あわせてその土地の転用の許可、いわゆるこういうこともあわせて可能かどうか、それからさらにそういった土地については公共施設、水道とか下水とか、こういった計画もあわせてしていかなきゃいけないということもございますから、そんなに簡単に、数カ月でできるとかというわけにはいかないということをお願いしているわけでもあります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） そうしますと、今、本町に建てているわけですけども、申し込みをして入居される方は非常に多いわけですけども、今後もまだ、先ほどのご答弁でいきますと、状況を見て土地を探したりして進めていくということはあるというようなことだと思いますが、一つちょっと村民の方から言われたんですが、もし買い取りができてそこに住むとしても、2世帯で入るというのはちょっと、土地の面積的に大体200から250平米ぐらいですので、一区画が。増改築をして自分のうちになった場合、そういうことがちょっと難しいというようなことで、結局子供たちは出ていっちゃって、両親だけが住む世帯になってしまうんじゃないかというようなことを言われる方もあります。

もし今後、この若者定住住宅が好評で、続けていかれるということになれば、その辺のところを、まだちょっとそういった段階を、まだ条例を改正して、そういうふうにするというふうにはまだならないということなんですけれども、そういった部分も展望して、できれば区画面積とか、将来買い取りとかそういったこともできるということならば、入居といいますか、そういう方も希望が持てるのかそういうこともあるかと思えます。

それから、設計なんかにつきましても、ほかの市町村でも入居の方の要望を聞いて設計等をするというようなこともありますんで、そういった部分では、今よりももう少し充実した部分というふうになるのかとは思いますが、そういった点については、まだそこら辺も考えていくという方針というのはお持ちではないですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいま大変貴重なご意見もいただいたわけですが、そういった意見等も踏まえて、今後検討していきたいなど、そのように思っています。

今、議員のほうに寄せられているご要望ということなんですが、実は私のほうへも同じような要望が参っております。それは、区画的にもできれば300平米、あるいはそれより広い、そして増築ができる、そしてできれば小さな畑といいますか農地もというような、そのようなご要望も含めて、さらに景観のよいところと、こんなようなご要望で新しい事業を進めてほしいと、こんなご要望も来ておるわけですが、今後、今いただいたようなご意見も参考にしながら研究をしていきたいなど、こんなふうに思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） ぜひ、今後この住宅をさらに進めていくということになった場合、かなりそういった要望、ほかにもあるかと思っておりますので、広く入居されている方の声を反映して、進めていただきたいということをお願いしたいと思っております。

続いて、質問要旨の2番ですけれども、雇用の確保や通勤、就職先についてということなんですけれども、役場では移住に関する相談というものを受け付けているというか、いっているというふうに思いますが、移住を考える人は、まず一番最初は住むところのこと、それが第一になるかと思っておりますけれども、それから次に考えるといいますか、その方の生計といいますか、職がある方はいいんですけれども、例えばこちらに来てから職を探したりとか、起業したりとか、そういった方の相談もあるのかなというふうに思いますが、役場で受け付けた移住に伴っての相談で、こういうような、なりわいといいますか、仕事とか就職とか、そういったことについての相談というのは結構あったんでしょうか。

例えば、年間にどのくらいあったとか、正確でなくてもいいんですけれども、そんな点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ご質問の中のいわゆる就職に関する件の件数は、まだちょっとそこまではお答えができる資料をちょっと持ってはおらないんですが、確かに就職、何か働くところはありますかというような相談は確かにございます。

私どもとしましては、村内には企業が非常に数少ない部分がございますので、ハローワークさんと連携をとっておりますので、ハローワークさんの情報等を提供しながら、ご案内をしているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それで、今相談が幾つかあるということなんですけれども、若年層と
いいますか、40代ぐらいまでの年齢層になるかと思うんですけれども、農業をやりたいとい
うようなことでの相談というのはどのくらいありますか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 特に、農業をここでやりたいという相談は受けてござい
ません。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私が先日、本町の若者住宅を数軒お訪ねをして、お聞きをしてみ
ましたけれども、入居されたかなりの方が夫婦いずれか、あるいは両方ですけれども、麻績
で育った方、あるいはゆかりのある方という世帯のようです。

それで、ほとんどが勤労世帯ということで、お勤めになられて生計を立てているとい
うことで、村の基本方針とか重点施策として、戦略等にも書いてありますが、都市との交流、そ
れから農業志向の若者を呼んで、農業での生計の確立といいますか、生活していける、そ
ういったものを目指すということを村長もいろんなたびに話されますし、そういったことな
んですが、実際には余りそういったことでの現実味が感じられないわけです。どっちかとい
うと、理想といいますかスローガンといった感があるわけですね。多くの村民の皆さんも、そ
ういうふうに思われている方はかなりいらっしゃるというふうに思います。

そういう点で、実際都会からこちらに来て農業を志向する、そういう気持ちのある方とか、
実際に実態といいますか、全体ではありますし、わかっておりますし、県のほうでも「楽園
信州」とかそういったポータルサイトなんかがありまして、田舎暮らしというようなことで
応援していますけれども、実際にこういうふうに住んでみている私たちから見て、そうい
った動きという感じが余りしないんですけれども、本当に実態はどうか。

それから、そういった見通しというのは、展望はどうかということが、何かこうもや
っとした状況なんですけど、そこら辺についてどんなふうに見ておられますか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 要旨2と3のお話かと思しますので、私のほうからまず答えさせてい
ただきたいと思えます。

移住者の就労の場の確保、これにつきましては重要なことだと認識しているわけであり
ます。このことは、以前から申し上げておりますが、今日、麻績の地に多くの雇用を生み出す
いわゆる優良企業を誘致するということは、大変難しいということは申し上げているわけ
であります。

こうした中で、地域産業であった農業をもう一度元気にしたいということで始めた新たな
農業法人の事業も、移住者の就労につながればと、こういったことも期待しているわけ
であります。これを受け皿として期待していきたいと、こう思っております。

また、今後は少数ではありますが、テレワーカーの受け入れによって、このテレワーカー
プラス地元雇用と、こんなようなことにもつながっていく、こんなことも今期待をしていま
すし、それから新たな起業支援、こういったことについても推進していきたいと、こう考え
ています。

それと、麻績村を含めて筑北地域、先ほどの就業の場とこういったことではございますが、
通勤には非常に恵まれた地だというふうに思っております。現在、同盟会でも運動を展開し
ておるわけではございますが、国道・県道の改良が進んでいけば、さらに通勤は便利になる地
であるなど、こう思っております。

今後も引き続き、国道・県道の改良、また並びにJR篠ノ井線の利便性の向上に力を注ぎ
たいと思っておりますし、またこれらの関連事業にも力を注いでいきたいと、こんなふう
に思っております。

それから、次の質問にも入ってしまってよろしいですか。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 私の質問要旨の書き方がちょっとあれなんです、今の部分につい
ては、通勤といいますか、就職とかそういった分に関連した部分ですが、内容的にちょっとず
れてしまっていれば申しわけないんですけども、できれば今申し上げたのは2番目の雇用
とか、それから就職とか通勤という部分に入る部分なんですけれども……。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員、先ほどの村長答弁で足りないところがあるということ
でしょうか。

○3番（塚原利彦君） 今、ご答弁が終わったことについて、それではお聞きをしたいと思
います。

先ほどお聞きしたのは、お勤めをして暮らしていらっしゃる方が非常に多いということで、
村の方針として農業志向の若者を呼んで、そういう人たちを支援するというのが大きなスロ

ーガンといますか、そういうふうを感じるんですけれども、そういった実態がどのくらいあるのかということをお聞きをしたわけです。

今、農業で生活をしていくとか食べていけるという展望が見えるのかどうか、その根拠になるとか、これはなるほどとうなずけるものが見当たらないということで、例えば若者定住住宅は、確かに子育て政策が功を奏して、多くの申し込みをされる方がありますがけれども、ほとんどの世帯が勤労者、勤め人です。農業を考える若い世代が麻績村を選ぶ理由になる、目玉と核になるものというのが、よく考えてもちょっと見当たらないといますか、そういう感じがする。

これは、他の町や村でも同じ悩みを抱えて、同様の戦略を進めているわけです。やはり勤労世帯、勤め人が多いというところに麻績としては視点を置いて、しかも交通の便が非常にいいわけですから、近隣都市への通勤に便利だと、こういうベッドダウンの側面をもっと押し出して、それに関する施策を検討すべきではないかというふうに思っておりますけれども、さきに言いました農業の関係と一体で考えていただければいいんですけれども、ぜひ、通勤をされている勤労世帯が多いわけですから、やはりそちらのほうに施策といますか、そういうものをもっと考えるべきではないかというふうに考えるんですが、これは前にもお聞きしましたけれども、どちらかというとな農業一本でということでお答えがありましたけれども、この辺について再度お聞きするわけですが、いかがでしょう。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） このことは、今のご質問からいうと、塚原議員さんと私どもの考えのずれがあるかと思いますが、私どもは、今も村の農業を大事にしていきたいという思いがあるわけです。

といますのは、以前から申し上げているように、今の農業をこのまま放っておけば、麻績村の農業、今後10年、15年後にどうなるかということをご検討になってほしいなど、こう思っているわけでありまして。

今でも後継者がいなくて、それぞれの農業が引き継いでいってくれるというお宅がほとんどいない。こういった中で麻績村の農業どうやっていくかと、それぞれ皆さんいろんなお考えを出していただいたんですが、実際に踏み込んでくれるところはどこもない。だから、何とか村で一步踏み出さなきゃいけないということで、村では今、都会から農業をやりたいという青年を受け入れて、そして彼らによって、麻績村の農業の維持を少しでもしていきたいというのが、今の農業の新たに進めていこうという考え方があります。

これは、こちらに力を入れなくてもいいということではないと、私はそう思っております。こちらはこちらでございますから、それぞれの空き家とか農地の近くの民家に入っていて、その地域を支える人材になっていただくということで、今こちらにはそういった方で力を入れているわけです。ぜひそんなことで、農業を大事にしていかなきゃいけないということをぜひともご理解をしてほしいなど、こう思っております。

それから、今、天王地区及び本間地区で進めておりますのは若者定住住宅と。これは麻績に若い人たちが入っていただいて、村が元気になるようにということで進めているわけでありまして、おっしゃるとおり、ほとんどの方がサラリーマンであります。勤め人であります。こういった人たちの勤める場所というのは、麻績村は非常に通勤に便利な場所だということで、皆さんにもご理解をいただきながら、そしてまた、さらに便利になるように、道路整備だとか国道整備、あるいは篠ノ井線の利便性向上、こういったところにも力を注いでいるということでございますので、ぜひとも今の進めている若者定住策、こんなことにもご理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今ちょっと思いが違っているというようなお話がありましたけれども、そういうことではないんです。

別に農業のほうを横に置いてこういうことをしると、そういうことでは決してなくて、若者定住住宅に住む方もほとんどの方が勤めをされている方、ほかの都市なんかから来て、農業をやりたいからということで住んでいる方は、ほとんどいないわけです。ですので、定住住宅自体は建てて、そこに入居される方で、農業を志向する都会の方が入ってこられればいいんですが、そういう状態ではないと。

それで、農業は大事だから何とかしなきゃいけないということになると、日本中でそういった戦略も立てておりますし、やっているわけですから、麻績がここで選ばれてここへ来てもらって、ぜひ農業をやって農地の荒廃等にも寄与してもらおうということを考えた場合に、実際そういったことに力を入れるんだったら、何か今実際に大勢の方が交流をしてとかそういったことについて、割と何と申しますか、印象として何かこうまだ道半ばなのか、余りそういった方といっても来られるという可能性がなかなか薄いのか、そういうのを見てこないといえますか、ぜひ麻績に行って農業をやってということで、そういうことを志向して来られる方が今後どうなのかという、そういう見通しが何か立たないような、立たないといいま

すか、よく見えないような感じがするわけです。

ですので、もちろん農業のことについては放っておけませんけれども、側面として、やはり今定住住宅に住んでいる方は、働くためには通勤をされているということですから、そういう点で、そっちの面も考えるべきではないかなと、定住住宅にも入られている方からすれば、そういうことも考えなければいけないかなということでも伺っているわけです。

それから、今、質問要旨で大分混乱して申しわけないんですが、次が、これも今の2番目の要旨に継続することになりますけれども、過疎地域の自立促進計画書に、麻績インターの活用を軸にした地域振興の検討についての記載があります。重要な検討事項と認識しているということがうかがえますけれども、過去からの推移を見ますと、このインターの活用ということについての検討といいますか、こういったことの経緯は余り感じられないという感じがします。

筑北村で何かスマートインターの開設に向けてといいますか、そういうのを検討や、それに伴う倉庫業だったか何か物流がちょっとわからないんですが、そういったものの誘致とかというようなことを模索するような話をちらっと聞いたりしたんですが、麻績としては、あるいは筑北村と共同して、そういった働き場所の模索、それから研究等ということについての方針といいますか、考えはないのか。これは前にも質問をさせていただきました。特に村内の女性層の声として、村内に働き場所があればという希望、要望が強くあります。

企業誘致といっても、さまざまな業種もあります。最初から無理だと考えていては何も進みません。行政だけじゃなくて村民や地域全体の協働で、インターの活用というものを軸にした例えば企業誘致の展望とか、それから別の面では農産物の供給とか、物流という点では非常に有利な場所だということで、そういうものを研究、模索するようなことを始めるべきだというふうに思いますけれども。

以前にもこのことは聞きましたが、いかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） やはり企業誘致ということになりますと、一家を支える方が一家を養えるだけの給料を払っていただけるというような、いわゆる優良企業の誘致ということを考えるわけでございますが、この麻績の地に、今果たして現状でそういった方が進出してくるという状況下にはないというふうに判断をしているわけでありまして。

それから、今おっしゃられた倉庫業というようなご提案でございますが、実は麻績のインターの周辺は全て土地改良も終わっておりますし、それから倉庫業というと相当広大な用地

が必要になってきます。そうしたときに、企業側でいわゆる土地を確保するのに、果たして今のこの現状のインター周辺の価格で実際に進出できるのか、いわゆるそれだけの投資ができるかという現実的な問題を見ますと、非常に難しいというふうに思っています。

ですからこそ、以前から申し上げましたように、麻績は交通の便がいい、だからここに住んでいただいて近隣に働いてもらう、いわゆるベッドタウン化、こういったことで、当面はそちらを優先すべきだというふうに今考えているわけであります。

それから、先ほどのご質問でございますが、若者定住住宅に住んで農業ということは、私どもはそう期待はしていないわけであります。あそこはあくまでも若い人たちが住んでいただいて、いわゆる通勤に便利だと、いろいろ便利だということを生かして通勤していただくということでありまして、やはり農業に従事していただく方は、それぞれの農地の近い場所に入っていただいて農業を支えていただくと、そんなことを望んでいるわけであります。

ですから、それぞれの今目的があって、いろいろな事業を進めているわけでございますので、ぜひともそんなことをご理解いただきたいと、そういうふうに思っています。

それからさらに、先ほどの企業誘致でございましたが、決して村は怠っているというわけでもございません。ですから、これからも機会があれば誘致をしていきたい、お手伝いしたいと、こんなふうに考えているわけです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 前にお聞きしたときと、ほぼお答えは同じなんですが、一家を支える方の雇用の場としてということではなくて、お父さん方は長野、松本へ勤めている方がいますが、お母さん方が、あるいは子育て終わっていてもそうなんですが、ちょっと働きたいところがないと、そういった部分のかなり大きい声があるという、その部分について今申し上げた部分がありますので、そういったことです。

一応、ご答弁いただいた内容でいきますと、特に今そういった企業の誘致とかのことについては、全く考えないわけではないけれども、現状ではいろんなことからほかに施策があるというようなことで、ちょっと据え置きといいますか、というような感じがするわけですが、一応これについては、前のご答弁からちょっと進展しているというところがないものですから、私としてはぜひこの部分は、過疎地域の自立促進計画にもありますけれども、やっぱりインターを中心に、インターを基軸にして、やっぱり何らかの振興といいますか、村が元気になる方法がないかということを探すべきだというふうには思います。

すみません、時間が大分押してきていますが、3番目の農業志向の定年後世代の受け入れ方針はというふうに書いてありますけれども、どうしても若い方に来ていただくというのは、これは誰でもそういうあれがありますけれども、やっぱり定年後の都会の世代が農業をしたいということで、全国に移住地を求めているということもあります。一応そんなことで、総合戦略には主として若者の移住をベースに記述がありますけれども、こうした定年後世代が移ってこられることについての移住について、村として考え方といいますか、どんなふう、積極的に進めるとか、どちらかという若い人というのがありますけれども、どんなふう考えるか、定年後の世代の移住についてお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ここでは、農業志向という方の定年後の受け入れということになっておりますので、それについて答えさせていただきたいんですが、農業志向の定年後の世代の受け入れについては、地域農業の活性化、こういったことを目指すことは難しいのではないのかなと、こう考えております。

やはり定年後、恵まれた環境の中で過ごしたいという方々でございますので、今、空き家等をご要望されている皆さんもそうでございますが、農業をやりながらということはあるわけでございますが、それが地域の農業の活性化に結びつくという規模の農業ではないというふうにとめているわけです。

そういったことから、今後も引き続いて空き家情報の提供なり、相談には乗っていききたいと、こう思っております。今後もこうしたことは継続していくわけではございます。

ただ、国が推進しております日本版C C R C、いわゆるこのことかと思いますが、これについてはいろいろな考え方がございます。地方の自治体では消極的なところが多いように受けとめているわけでありまして。これは国が言う移住者の健康、それから地域の雇用、それから税収の創出、それから新産業創出という民・官・産の三方一両得ということ国では言うわけでございますが、現実にはそれ以上に、福祉、医療、介護、いわゆるこういった関係費の増大というようなことに結びついて、厳しい面が多いということをお聞いているわけでありまして。

ですから、麻績村としては、定年後のいわゆる日本版C C R Cについては、積極的に進めたいという考え方は、今のところ消極的であるというふうに思っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 多分、そういったことは答弁があるというふうに予想はしていましたが、実際、そういう問題はあると思います。高齢といいますか、定年後の方ですから、平均年齢も上がってきますし、村全体の年齢も上がったり、国保その他にも影響するというようなこともあって、そういった議論はよくわかっておりますけれども、一面では、比較的時間的な余裕もあると、それから行政への参画とかボランティアとか、集落運営への助力にもなるんじゃないかというような、そういう観点で見れば、積極的にという言い方までというのはあれなんですけど、そういう視点でやっぱり来てもらっても、大いにお役に立っていただけるといふ部分もあるというふうに受けとめて、進めてもらうことではないかなというふうに思います。

すみません、それじゃ、4番の村民参加による提案、提言、協働の場づくりということなんですけれども、先ほど質問した件に関連しますけれども、農業のこととか、働き場所のこと、それからインター活用のことなんかをこういう村政の焦点となる課題について、行政だけでなく、行政主体じゃなくて、村民と本当に協働、ともに働くということで、協働ということで、村民を交えた、あるいは例えば村民に委嘱するなどして、そういった村政の、何といいますか、もう少し元気になる、そういった議論や提起、施策の立案などを進める、そういった組織といいますか、そういうものを立ち上げるとか、あるいは現在あるいろんな諸団体と協議して、そういう諸団体で構成する新しい話し合いの場づくりというか、そういったものを作ったらどうかという感じがします。

私も、もう20年近く前かと思うんですけれども、観光の関係で、私も天王に住んでから何人かの皆さんと色々な話し合いといいますか、協議をしまして、いろんな公園とか、それから散歩のコースだとか、それから河川の関係を活用してとか、いろんなことに関して話し合ったり、提言をした経過がありました。そういったことに似ているかと思えますけれども、やっぱり村づくりということでは、住民の立場でいろいろな提言や何かもする場、協議のできる場というか、そういう組織といいますか、そういうものをやっぱり考えていただくといえますか、持つべきじゃないかというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 移住者、転入者等に関する村政の課題についてというご質問に沿っての村民参加による提案、提言、協力の場づくりの考えはということでございますので、その点についてのお答えをさせていただきたいと思えます。

移住者や転入者、それぞれ地域で安心して楽しく過ごしていただくことは、大変今重要なことであるわけであります。既に多くの地域で進めていただいておりますが、地域の属性を生かした触れ合いを充実していただくことが一番ではないのかなど、こう思っているわけがあります。

これが先ほど私、お話ししましたように、本町地区で地区の皆さんのご努力によりまして、新たに入ってきた若い人たちを交えての交流会等、大変素晴らしいことをやっていただいております。こういうことで、本当にありがたいと感謝をしているわけでございます。

また、提案、提言も大変ありがたく頂戴するわけでございますが、ぜひとも提案、提言だけにとどまらず、ぜひとも先進地区のような、ぜひ実践に移していただくことも大事だと思っておりますし、その実践に移していただくについて、そのために行政からいろいろな後押しをさせていただいているわけでございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいなど、こう思っております。

それから、村民皆さんからいろんなご意見を伺うということにつきましては、ことしも地域懇談会を行いました。非常に貴重なご提言やご意見等、大変いただいたわけでございますので、こういったこともこれから村政のいろんな面に役立てていきたいと、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ただいまご提案いただきました、新たなそういった場を設置してということにつきましては、今果たしてそこまで必要があるのかどうかということでございますので、それについては今のところ考えてはおりませんので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今、移住者、転入者に関する村政の課題ということで、4点、質問要項に沿ってお答えいただきましたけれども、どちらかという、今日、明日にすぐしなければならぬ喫緊の問題ということではないんですけれども、大事な問題じゃないかなど。それは村民の皆さん、やっぱり関心を持っていることじゃないかなということ、その村民の皆さんとの話し合いとか、そういった協働の場というようなことは自立計画や戦略にも記載されておりますので、ぜひもう少し具体的にできることは進めていただきたいというふうに思ひます。

続いて、2番目の小さな産業づくりについてということなんですけれども、これは地域資源を生かした新規の起業や規模の拡大に対する補助制度ですけれども、これまでの利用状況

とか実績とか、これはどんなようだったか、ちょっとその辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、小さな産業づくり制度についてお答えをさせていただきます。

平成23年度のときから申請がございまして、平成23年度のときは3件の要望がございまして、そのうち採択されたのが1件。24年度の中では5件のご要望がございまして、4件を採択。25年度におきましては1件のご要望がございまして、それを採択してございます。延べ件数9件の申請がございまして、採択6件という状況となっております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 平成26年9月に一般質問を、その中で、そのとき何グループか申し込みがありそうだというようなお話があったんですけども、今のご答弁の中に、実績に入っているということですか。まだこれからでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 26年度……。

○3番（塚原利彦君） 26年9月の一般質問の際にそういったご答弁があったんですが、そのときに、今現在何グループか申し込みがありそうだというようなお話があったんですが。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 26年度のときは、最終的にはございませんでした。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

時間も迫ってきましたけれども、この小さな産業づくり制度、これについて今言われたような実績があるわけですが、今後に向けてというような点では、6次産業化との関連ということで、この制度が活かされるんじゃないかということであるわけですが、本年度から始まったNPOの農業法人、ここが一番期待ができると思いますか、期待される部分もあるかと思えますけれども、今の段階でこのNPOの関係、それから一般の村民の方とか団体の中で、その6次産業ということに向けてのこの小さな産業づくり制度の利用とか、そういったことに関する動きといいますか、問い合わせとか、そういったことについてはど

んなようでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 6次産業との関連につきましては、今申しあげました9件中8件が6次産業のグループでございます。ですので、まさしくおっしゃるとおり、6次産業に対する小さな産業づくりと、そういうふうに評価ができるのではないかというふうに感じます。

それとあわせて、今まで採択、交付してまいりました団体につきましては、非常に伸びて大きくなってきている団体がございますので、この制度につきましては、非常に活用があって、評価ができるんじゃないのかというふうに感じております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 質問といたしますか、中でお聞きしようと思ったんですけれども、どんなふうにこの制度について評価するかというようなことも、今お答えをいただきました。

それで、これに関連してといたしますか、利用された方とか、あるいは村民の皆さんから何か制度に対する要望とか、そういったことは何か出されていますか、金額だとか制度とかいろんなことについて。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 各団体からの要望まではございません。ただ、我々も、一生懸命やっている団体から上がってくるものですから、こうやってやれば採用されるんじゃないかというようなことで支援はさせていただいております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） これは、補助を受け付けるということだけでなく、同時に相談も行っていくというようなことで、前のときにご答弁がありましたけれども、相談の件数も何件かあるわけでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、相談をして、申請まで至らなかったところもございますので、その窓口として対応させていただいております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

ちょっと細かいところまでお聞きするように今回は考えておりませんので、実態をちょっとお聞きをいたしましたけれども、ここまで移住者に関する課題と、それから小さな産業づくりについて伺ってまいりましたけれども、すぐ喫緊の迫った問題ということではないにしても、実施をしている事業だとか施策というのでも改めて見詰めたり、有効であるものに改善する努力をしないと、先送りしたりしては、村政は現状から下降線をたどってしまうということで、ぜひ、私たちも議会ももちろんそうなんですけれども、現状の施策について改めて考え直すというようなことを常にしていかなければいけないということで、なかなか難しい問題ではあるかと思うんですけれども、村民の皆さん、関心が高い部分が今回私お聞きしたことがありますので、ぜひそんな点をお含みいただいて、今後、ぜひよろしくお願いたしたいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

ここで、少し時間が早いわけでございますけれども、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は13時ちょうどからといたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

通告に基づきまして質問いたします。

質問事項ですが、平成28年度事業進捗状況について伺います。

3月議会において、予算提案理由書で説明ありました。内容はボリュームがありますが、5点の事業方針について、半期を迎える中で、現状の取り組みなり進捗状況について伺います。

1点目でございます。

輝く麻績村創生のため、従前に増して住民と行政が心を1つにして、知恵を出し合い、個性ある地域創生を目指すとありますが、現状までの取り組みにつきまして伺います。

2点目でございます。

将来に向けての永住者増加への新たな事業の検討をするとなつていますが、検討されましたら、内容について伺います。既に事業を進めていることがありましたら、あわせてお願いいたします。

3点目でございます。

地域農業活性化策として、NPO法人おみごとへの支援、遊休荒廃地の拡大抑止と農業の担い手育成となつていますが、現状の取り組みについてお伺いします。

4点目でございます。

集落や地域コミュニティ活動の支援、ふるさと麻績村応援団事業の拡充、地域資源を活用した都市との交流や観光事業のさらなる取り組みとなつています。状況について伺います。

5点目でございます。

麻績村が躍動し続けるため、行政のスリム化、効率化等、徹底した行政改革となつていますが、進捗状況について伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 塚原議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思ひます。

平成28年度事業の進捗状況についてということでございます。

まず1番、輝く麻績村創生（従前にも増して住民と行政が心を一つにして、知恵を出し合い、個性ある地域づくり）についてというご質問でございます。

輝く麻績村をつくるため、多くの事業を展開しておるわけでございます。若者定住促進、子育て支援、健康長寿、観光振興、歴史的遺産等の保全、農業振興、道路網整備、ため池ほか農業施設の整備、森林整備、教育環境の整備などなど、多くの村民の皆様のお力をいただきながら進めておるわけでございます。

主要事業の進捗につきまして、それぞれ課長等から答弁をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

2つ目でございます。将来に向けての永住者増加への新たな事業の検討状況はということでございます。

過疎化、少子高齢化、これらの要因によって各種の機能が低下し、さらなる過疎化、少子高齢化に拍車がかかっているという今日の課題と捉えておるわけでありますが、この負の連鎖を断ち切るために、若者を一人でも多く増やそうと、村の主要施策に据えているわけであります。居住環境の整備、子育て・教育施策の充実、安心・安全な村づくり、これらを目指して、多くの具体的な事業を引き続いて実施してまいります。

詳細なる計画につきましては、年度後半に始まります次年度の予算編成に向けて具体化をしてみたいと、こう思っております。今議会にも提出いたしました補正予算の多くがこうした事業に係るものでありますし、今後も財源確保とあわせて、さらに具体的な形にしてみたいと思っております。

3つ目のご質問でございます。地域農業活性化施策とNPO法人おみごとの支援、遊休荒廃地の拡大抑制と農業担い手育成の状況について及び4番、集落や地域コミュニティ活動の支援、ふるさと麻績村応援団事業の拡充、地域資源の活用をした都市との交流ほか、観光事業のさらなる取り組み状況については、村づくり推進課長及び観光課長から答えさせます。

5つ目のご質問でございます。麻績村が躍動し続けるため、行政のスリム化、効率化等を徹底した行政改革の進捗状況はということでございます。

行財政の効率化を目指しての各種の改革は、真に必要な事業の推進、継続をするために重要なことでもあります。村では計画的な人件費の縮減や、箱物づくりを極力抑えることに努めるとともに、限りない住民要望に対しては真に必要なものの選択に心がけ、また大型事業実施に当たっては、将来に大きなツケを残さないことを考慮して進めております。

平成27年度決算におきましても、上下した数値はありますが、これらは全て想定内の数字でありまして、今後も健全財政を堅持して進めてまいります。

以上、答えさせていただきました。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、要旨1とあわせまして要旨3を関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。

村では地域農業活性化策として、NPO法人おみごととともに、遊休荒廃地の拡大抑止と農業の担い手育成を進めておるところであります。NPOの職員、それから推進課の職員、振興課の職員の協力を行っておるところではございますが、7月からは支援員1名を委嘱しまして、体制を充実させ、農業指導を行っておるところであります。またJAの協力、さらにはご近所の皆さん、水利権者の皆さん、地権者の皆さん、多くの方々から声をかけていただきながら、現在行っているところでもあります。

法人では農地等の関係、地域との連携等を、さまざまな業務を行っておるところであります。また来年度に向けての計画調整も既に始めております。今年度に比べて来年度は田、畑、おおよそ1町歩をプラスしてやっていきたいかなというところまで、今現在、地権者あわせて検討をしているところでもあります。

昨日、新たな新人協力隊でございますけれども、加えて、現在5名の協力隊員を中心に農業の育成を行っているところでもあります。全員5名が初めての農業と向かい合っているところでもあります。農業とかかわりながら自然の中で暮らす充実した日々を過ごしているのかなというふうに見受けております。ただ、やはりやっていくにつれて、農業の厳しさも感じているところだという話を聞いております。また退任後も継続して、NPOが中心となって、若い農業者の後継者を支援をしていきたいというふう考えております。

それから、要旨2の将来に向けての永住増加への新たな事業と検討はということでございます。

現在、課においては、若者、働く場、農業、この3つのテーマに県関係者と情報収集を行っておるところでございます。現在まだまとめ上げてございませんので、改めてご報告するときには、事前に議会の皆様にも申し上げて進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

要旨の4につきまして、集落地域コミュニティ活動の支援ということでございます。

各地区の空き家に地域おこし協力隊を住ませることによって、地域活動の支援をさせていただいております。また花いっぱい運動の補助、地区で行うイベント開催に必要な備品貸し出しなど、コミュニティ活動への支援もさせていただいているところではあります。

ふるさと麻績村応援団事業、ふるさと納税寄附につきましては、昨年10月からW e vで受け付けを開始。返礼品につきましても、村の産業に結びつける品物が、徐々にではありますが、増えているところであります。

都市との交流につきましても、現在、加速化交付金事業を活用しまして、都市へ出かけての物産販売、地域PRを行い、またこの17、18日には1泊2日で農業体験を実施するなど、計画をしているところでございます。また今回のその体験農業でございますが、宿泊施設につきましてはシェーンガルテンを利用して、地元の食材を用意するなど、企画をして進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、総務課関係の主な事業の進捗状況について説明を、補足をさせていただきます。

総務課関係、主な事業としまして、今2つほど新しく取り組んでおります。

まず1つ目でございますが、自治体情報システム強靱性ということで、庁内システムのセキュリティ強化ということで今始めております。現状としましては、現在、システムの現状調査が終了しておりますところでございます。今後は事業を発注する中で、また職員研修を行いながら、事業実施に努めてまいりたいというところでございます。

もう一点でございますけれども、来年度から運用を目指しております公会計制度の関係でございます。こちらにつきましては、現在、公会制度の根幹となります固定資産台帳の整備を各課と連携しながら進めておるところでございます。現在は土地、建物の整備の補完の関係、あと工作物、物品などの整備を進めておるところでございます。あわせまして、公共施設等管理計画の整備も進めておりまして、12月ころまでには概ねの方向性を決めたいという形で今進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、住民課関係の平成28年度の事業の進捗状況について申し上げます。

住民課、いわゆるお年寄りや障害者が安心できる健康長寿の村づくりということでございますが、1点目は、高齢者に対してですが、第6期の介護保険事業計画で非常に大きく変わっております事業の中で、いわゆる平成27年度から、高齢者が地域で生き生きと暮らすため

に、新しい地域支援事業の展開を始めております。

本年度の大きな事業の実施は2つ。1つは、いわゆる医療・介護連携です。これにつきましては、筑北地域の全体での課題でありますので、6月にいわゆる筑北地域の医療・介護連携の会議を開催し、その後も部会に分かれて検討を進めておるところでございます。

もう一点は、新しい日常生活支援総合事業の開始を平成29年度当初に控えておりました、それぞれのサービス事業、サービスA、サービスC等につきまして、事業者への説明が終わり、現在、サービスCにつきましては、いわゆる先行モデル事業の開始を控えまして、実施に向けて動いているところでございます。

もう一点につきましては、健康長寿の健康管理についてでございますが、柱としてはやはり2つ。がん検診につきましては、早期発見、早期治療ということで、村で各種検診を実施すると同時に、生検へのつなげ方、それからあわせましての啓発に努めております。

もう一点は、いわゆる予防の効果が最も期待できる生活習慣病の発生の発生予防、重症化予防でございます。これにつきましては、毎年、国民健康保険の特定健診受診率等で見るのが一番早いわけですが、平成27年度の、きょう、たった今速報が出たところでございますけれども、これについては平成26年度、一旦66.9%に少し下がりましたが、67.2%というふうに、平成27年度は上がってきております。また、特定保健指導の実施率につきましても、平成26年度、こちらのほうはまだ27年度が出ておりませんが、一応78%ということで、いわゆる同規模の町村としては非常に高い実施率になっております。ここら辺のところをきちんと実施することによって、いわゆる生活習慣病の重症化によるそれぞれの村の方々のいわゆる生活上のクオリティーが下がることのないように、また支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、振興課関係について補足をさせていただきます。

振興課関係でございますけれども、まず農業関係でございます。農業の活性化、それから耕作放棄地の対策ということで取り組みをしているところでございます。地域おこし協力隊を退任しまして、新たな方に青年就農給付金事業ということで、ご夫婦でこの事業に加わっていただき、耕作放棄地、それから農業の活性化に向けて取り組みをしていただいているところでございます。

また、村としまして、新たな農業振興策としまして、麻績村農業振興作物推進事業補助

金ということで、こういった新しい事業を新設し、新たな振興作物の研究をし、耕作放棄地の解消等に向けて少しでも事業が進めばいいかなということで、そういった事業も進めております。

また、農地費につきましては、県営の水路整備につきましては、上井堀、それから下井堀、和合地区において今年度も採択され、10月には発注となる予定と聞いております。

それから、地域ストックマネジメント事業におきましては、野田沢の1工区、それから下田の1工区が、これも10月を目途に発注ということにしておりますし、高工区につきましても同じく進めております。

それから、ため池の改修でございますけれども、大沼の改修事業につきましては、本年度、概要書の作成を行いまして、来年の採択に向けて進めておりますし、野田沢の入池の改修につきましては、埋文調査を今現在行っているところでございます。何もなければ、この後、鋼土の採掘ということで、安心・安全の村づくりを進めているところでございます。

それから、林業関係、松くい虫でございます。松くい虫につきましてはいろいろな対策をとっているわけでございますけれども、なかなか追いついていかないという状況でございます。というわけでございますけれども、いずれにしても、手もこまねいているというわけにはまいりませんので、今年度から樹種転換事業ということで、中芝、小東、西之久保地区を対象に新たな信州の森林づくり事業を活用して、松くい虫対策等を行っておりますし、また女淵、砂原地区においては、災害防止という観点から、伐倒駆除等の事業も新たに進めております。

土木関係でございますけれども、土木につきましても地域住民の安心・安全の確保という観点から、国道改良につきましては、下井堀、それから市野川工区については引き続き事業を進めていただいておりますし、新たに上平工区につきましても、狭隘な部分の線形改良をこの11月には着手をしていただけたということになっております。

それから、村の事業としましては、高畑の温泉につきましても、下井堀工区で10月には着手をする予定でおりますし、女淵地区の集落内の狭隘な部分の道路改良につきましても、今、詳細設計を行っているところでございます。

また、砂防事業におきましては、干草川の流木どめ工に現在着手をしていただいておりますし、芦沢川の砂防堰堤の関係につきましては、今、工事用の道路の用地買収に着手をしているところでございます。

また、住宅でございますけれども、若者、それから住民の増加に向けてということで、若

者定住住宅の建設におきましては、9月中に5棟が完成をし、引き渡すという段取りになっておりますし、12月末には5棟が引き渡しということで、安心・安全な村づくりに向けて着実に事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（宮下伸一君） 観光事業のさらなる取り組み状況でございます。

聖レイクサイド館駐車場にございます聖高原のメーンの観光公衆トイレの洋式化、多目的トイレへの改修整備を予定しております。

また、観光PR活動としまして、信州DC、デスティネーションキャンペーンや、松本広域観光PR物販事業などにも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（尾岸健史君） 教育次長。

○教育次長（森山正一君） それでは、教育委員会関係の主要事業の取り組み、また進捗状況について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、子育て支援関係につきましては、3歳児以上の保育料無料化につきまして、平成27年度に引き続き今年度も継続して実施しております。園児を持つ家庭の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

また、未就園児とその親が集うひだまり広場につきましては、今年度で2年目となりますが、昨年度は週2回実施でありましたが、今年度は週3回にふやして実施をしております。毎回10組程度の親子が参加し、それぞれの親子の触れ合いを楽しんでおります。また毎回ではございませんが、村外の親子の参加も見られ、村外者との交流も深めているところでございます。

続きまして、文化財関係でございますが、麻績神明宮の解体修理は順調に進んでおりまして、現在は最後の改修となります舞台の修理が行われております。来年6月に全ての改修が終了する予定で、現在進められているところでございます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 私の質問の仕方が悪かったように思いますが、事業全般にわたって説明いただきまして、前期の中での事業につきましては、ほぼ順調に計画どおり進んでおると、このように理解をいたしました。

私が思う、聞きたかったのは、先ほど5点申し上げましたけれども、そこら辺が確実にで

きているかどうかというところをちょっと聞きたかったわけでございますので、ここからちょっと質問をさせていただきますので、そんなことでお願いをいたします。

1点目の地域創生面では、従前に増して住民と一体となって、心をつにして、知恵を出し合って取り組むということになっておりますが、そういう意味で、住民と一体となる手段はどのようなものをこの時点では考えていたのでしょうか。お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これは非常に広い意味でございまして、今、各課長が申し上げましたことしの主要事業等につきましても、全て住民とともに進めなきゃいけない、また住民皆さんのご理解、ご協力を得て進めなきゃいけないという事業でございまして、最近、いわゆるそういった事業が非常に増えてきていると、従前のように行政が一方的に進めるだけの事業ではなくて、地域住民のどうしても力が欲しい、こんなことで今進めているわけでございますし、これからも村民の皆様のお力を得ながら進めていきたいと、このように思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今答弁いただきましたが、我々村民も自分たちのことと知り、行動につながるような真剣な議論が双方で必要だろうと、このようには思っております。したがって、地域創生についても、村民と行政が合意形成があってこそ現実のものになるのではないかというふうに思うわけで、そのことは、ほかの事業もそうだとは思いますが、重要なことだということに考えるわけです。

したがって、その合意形成を得るについて、継続的に、常にそういう住民との合意形成を求めていくということが重要ではないかというふうに思いますが、そこら辺の、特に考え方がありましたらお願いしたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まさにおっしゃるとおりであります。今、全ての事業が地域の皆さんの合意といいますか、住民の参加した形ということが求められるわけです。

例えば、一例を挙げますと、砂防事業等につきましても、今回根尾地区で始める新たな砂防事業の形態等につきましても、地域の支援していただけるような、そしてまた将来にわたって地域とともに歩んでいけるというような組織といいますか、そういった皆さんとの協議、

そういったことから、新しい提言、提案、そういったものを含めて事業の中に組み込んでいくというようなシステムになっていくわけです。

ですから、同じように、ほかの例えばため池整備にしても、いわゆるこういったハード事業等は、いわゆるそういったことになってくるわけですし、それから健康長寿の村づくりもそうでありまして、それから歴史的遺産等の保全、保護、こういったことについては、さらに住民の皆さんとともに進めていかなきゃいけないと、こう思っております。

当然、これからもそういったことで、皆さんのお力をかりて進めたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 十分住民の、村民の皆さんと協議進めながら、事業を今後も進めていくと、こういう答弁だと思います。

2点目のほうの永住者対策ということで、文面をちょっと申し上げますと、新たな事業検討をするということに事業方針ではなっておりますんで、今までやってきていることは、それで自分も十分了解しておるわけでございますが、現時点で新たな事業の検討、検討ですので、検討しているか、するか、今後も検討するということもあろうかと思いますが、そういう中で、今一番何をすべきかというような考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 新たといいますか、従前といいますか、現在進めている事業のさらなる拡充、それから進化、いわゆるこういったこともしていかなきゃいけないわけでありまして、それから全く新しい考え方の事業等も進めていかなきゃならないと、こう思っております。

まだ公表できる段階、正式にお話しできる段階には至っておりませんが、例えばテレワークのテレワーカーの誘致でありますとか、あるいは午前中にもお話出ておりましたけれども、新たな住宅の建設について今後どうしていこうかということも、これから検討していかなきゃいけないんじゃないかなと、今こんな段階でございます。まだ具体的にお話しできる段階には至っていないということでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 下期もありますので、そういう中での検討が加えられるかと思っております。

が、今、村としてもいろいろの施策を講じているわけですが、若い世代が定住してくれば申し分ないわけですが、いろいろの環境から流出者もあるということで、今後も厳しい状況は続くだろうというふうには考えます。

村外からの移住者確保は、永住イコールにはならないかと思いますが、少なくとも村の情報発信というものは、積極的にいろんな方法が必要だろうというふう考えるわけですが、何かそういう面で構想を持っていましたらお願いをしたいというふうに思います。

また、いろいろ各行政を見ますと、多くはないにしても、人口増加なり維持をしている傾向のある行政は、やっぱり焦点は若い世代へ目を向けてやっておると、こういうことで、そういう皆さんが移住すると、自然にそこは人口がある程度ふえてきているというような状況もあるわけですが、流出の一番の原因は何かということも課題整理しながら、今の若い世代をどう集めるかということへ力を入れていただいておりますけれども、さらにその考え方について見解があればお願いしたいというふうに思いますが。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は、この若者定住というのは、常に積極的な形で進めていかなきゃいけないと、こう思っているわけでありまして、それから新しいことを進めていかなきゃいけないと、こう思っております。

実はことし、議会の皆さんとともに視察をしていただきました東京にも、今、いわゆるふるさとに向かおうという、田園回帰という、こんなブームによって、それぞれ都会から地方へ人を送り込む、そんなことをお手伝いいただける組織等もあるわけでありまして、ことし、今回の予算についても、正式に加入して、そういった力もおかりしながらという考えも今出しているわけですが、さらにいろんな面で若い人たちを受け入れてやっていきたいと、こんな思いがあります。

それが、実は先日も、担当レベルで研究を進めているわけですが、先進地視察に行ったわけですが、テレワークの基地づくりでありますとか、それから新しい住宅に向けてということも今申し上げたわけですが、具体化していかなきゃいけないなど、こんな思いはしているわけでありまして。

まだ具体的にいつということが申し上げられなくて申しわけないわけですが、いろんな状況を見ながら判断していきたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 3点目の地域農業活性化策につきまして質問させていただきますが、ほぼ法人と担い手ということでございますが、法人、今年度スタートしたので、軌道に乗るというには年数、数年かかるのではないかというふうには思うわけでございますが、法人の役員構成にしても、行政からの支援体制を見ますと、これは行政とも一体だと、このように判断するわけで、このことで荒廃地対策なり、農業振興の一助になったり、担い手が確保できれば、これも行政支援も成果として取り上げられるのではないかというふうに思うわけでございます。

一面、法人を考えてみますと、法人ですので、1つには自立に向けての努力も必要ではないかと、このように考えるわけです。そのことに対して法人へちょっと、法人の役員であったり、行政の長であったりして、ちょっと答弁もしづらいかと思いますが、率直な村長の見解で結構でございますので、法人の自立に対しての考え方をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私としては、非常にやりいい面もございますし、やりにくい面もあるわけであります。

今回、なぜNPO法人という位置づけをしたかという、その辺のこともあるわけでございますが、まずは一步踏み出そうと、そして踏み出すには行政の支援なくしてはできないだろうと、行政が全面的にいろいろな有利な制度を引っ張ってきながら、持ってきてながら、それで発足して、きちんとしたものにしなきゃいけないのではないかということで、いわゆるこのNPO法人おみごとを立てたわけであります。

それで、将来についてはということでございますが、当然、こういった組織というのは、最終的には地域住民に全て還元されていかなければいけないのでありますし、地域住民が潤うものでなきゃいけないと、こう思っております。地域住民とともに地域が潤うという形になっていかなきゃいけないと思っています。ですから、早く、早い時期にもっと民間の皆さんが参加していただけるような、そんな形になっていけばいいかと、そんなふうに思っているわけであります。

今のところは、あらゆる制度を活用して、一番の目的であります、荒廃化する農地がどんどんふえていく、これを少しでも抑えていかなきゃいけないという、まずこのことと、それから新たな就農希望の人たちを育てていくという、このことと、それから、できれば新たな品目の研究、いわゆるこれらを進めながら、できれば将来は民間の皆さんの力でやっていっ

てほしいと、こんな思いはあるわけです。

ただ、それがいつできるかということは今申し上げられませんが、我々が努力しなければいけないことはその辺にあるのかなと、そう認識しております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今答弁いただいた内容のとおり、法人本体の経営体としての確立があつてこそ、目的が達成されていくのではないかというふうに考えます。

現状、今も話がありましたとおり、荒廃地の抑止というような面で今後活躍される組織だというふうには思うわけですが、現状、荒廃地という面積が把握されているかとは思いますが、法人でどの程度耕作地として管理していくか、将来的な計画を持っていましたらお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今の段階では、どのくらいということは申し上げられません。

ただ、将来にわたっては、新たな品目を大規模にやっていくということになると、具体的にどのぐらいの規模へそういった新たな品目をやっていくということが計画できるかと思うんですが、今の段階ではまだそこまでは至っておりません。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） できるだけ早い時点で年次計画を立てていただければと、このようには思うわけですが。

関連しまして、担い手育成という面になろうかと思えますけれども、質問させていただきますが、村から地域おこし協力隊を法人へ研修に出しているわけですね。これらの皆さんは農業も初体験ということですし、最高で3年の短期間ということで、その間に農業経営の習得ができるのか、そのことによって、将来に向けて農業者として自営に向けての意欲が湧くのか、不安もあるわけですが、現状、農業に向けての意気込みなり担い手としての準備は、現時点の中では少しでも前へ進んでいるということによろしいでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今の現状についてちょっとお話をさせていただきます。

今、協力隊という制度を取り入れた中でやっているわけでありましてけれども、やはり農業、

1年に1回の経験で、多くても3回までの経験の中でやっていきます。その分野の中でやはり、農業をやりたいという思いで来るんですが、初めてやる農業のつらさも改めて感じて、先ほど申しあげましたけれども、感じているのも事実でございます。

ただ、今まで勤めてきた中で、やはり自分の食べるものは自分でつくりたいという思いに駆られている若者が今の協力隊はほとんどであります。ですので、その辺の思いを、どういう形であれ、これが專業になれるのか、專業になれるとすれば、これからさらに青年就農給付への制度を紹介をしてつなげていく、そしてやはり自分の食べる程度だということになれば、兼業農家で自分の食べるものは自分で育てるといような、2つの道に分かれていくのかなというように感じております。

中にも、麻績で何とかこうやってつくっていききたいという答えを出している者いますので、今は進展しているというふうに私は捉えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それぞれ研修生の思いもあったり、または体験する中でいろいろ感じるところもあって、即将来へというところもないかと、つながらない面もあるかと思いますが、NPO法人自体が地方創生の交付金も活用されていますので、最終的には成果が求められるのではないかというふうに思います。

それで、地域おこし協力隊の期間終了後のあり方について、それなりに自営というとか、担い手として生活するというような気構えもある方もあろうかと思いますが、担い手という面で考えますと、法人という組織ができておるわけですので、やっぱりそこで働きながら農業の担い手として活躍いただくというように、そんな考え方は現時点ではないわけですか。考え方がありましたら、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員おっしゃるのは、今の組織をきっちりとしたものにして、そこで雇用をして、そこで農業を、地域の農業を支えていけというご提案かと思うんですが、そういったことも将来考えられるかもしれません。

ただ、今の段階では、地域おこし協力隊を活用しておるものでありますから、とりあえず3年の任期でという今の形でございます。将来的にはそういったことも考えられるのかなど。ただ、その場合には農業とあわせて耕作を請け負うとか、いろんなことが考えられますし、それからいわゆる農作、農業だけではなくて、農業にかかわる、例えば6次産業化を含めた

新しい企業化を考えると、いわゆるそういったことではないのかなと、そう思っております。

当面は、今の協力隊制度がございますから、まだ雇用までということまではちょっと難しいのかなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） せっかくこういう地方に来ていただいた都市の人でございますので、将来へつながるような研修、指導をしていただければと、このように考えます。

それでは、4点目の集落関係の再質問に移らせていただきますが、先ほど空き家とかいろいろ、花いっぱい運動等々コミュニティ活動について説明いただいたわけですが、率直に言って、現状の集落活動の件数というものは行政として多いのか少ないのか、どのように判断しているのでしょうか。

集落の活動こそ元気な村づくりの源になるのではないかというふうに思うわけですが、あくまでも集落の活性化を狙って、集落への支援を考えているのではないかというふうに考えますが、そこら辺の見解をお願いしたいと、このように思いますが。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、麻績村における地域コミュニティ活動につきましては、私が見る限り、かなり麻績村は元気であるなど、そう思っております。これは近隣の皆さんのお話を聞いたり、特にこれは長野市方面、長野市に近いわけですが、そういった皆さんとの話とか、あるいはこちらの近隣の皆さん、あるいは広域の皆さんのいろんな話を聞くにしても、麻績村はいつも新聞の記事にいろんなこと出ていますね、地域の皆さん元気ですね、こんな声を聞くわけですが、村といたしましては細かいところまで、いろんな補助金、あるいは支援、こういったことを用意しているというふうに私は思っております。

今後もさらに元気になっていただきたいということで、地域支援、いろいろな形でしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それなりに活動も活発に行われているという判断でございますが、さらにふやす努力というところで、自分も集落いろいろ見ているんですが、自主的な活動ができる集落、またはそれができない集落、いろいろあるわけですが、逆に集落の自主性を

任せるといふこともこれ大切だと思います。

反面、行政からの提案といいますか、事例等を示しながら、ある程度活動を進めるといふような施策、または、今も村からの支援という話もあって、それはそれなりにやっていたかと思っていますが、かなり行政への要望は強いというように思っております。

そういう中で、集落がいわゆる活動しやすいような村の単独事業というものをもう少し、もう一步取り組みやすいような支援体制を今後検討できないかどうかと。補助にしても、いろいろ含めて、そういう高齢化も含めて、なかなか大変な状況ですので、もう一步、村として支援体制に力を入れていただくことはできないかどうかと、こんな検討はどうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 地区懇談会も全地区終わって、全地区の合計400名を超す皆さんがご参加いただきました。そういった中からいろいろなご意見、あるいはご提言等いただきました。

今、議員おっしゃるとおり、やはり地域の悩みというのは高齢化に起因するものが最も多いのかなと、こんなふうに思っております。そうした中から、高齢者に優しい村づくりといっているが具体的には何だと、こんなこともというふうなご提言もたくさんいただいております。そんなことからできることは早急に、それとまた新年度に向けていろいろな事業を進めていきたいなど、こう思っております。

それから、特に最近目立っておりますのは、集会施設の利用の中でどうも座りにくい、今の時代だからほかの形を考えてほしい、そんなようなことも今出ているわけでございまして、そんなことも早急に検討させていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ぜひ、要望の強い部分だというふうに思いますので、下期の中で検討いただければと、このように思っております。

それでは、最後の5点目でございますけれども、行政改革という面で、ここで一番聞きたかったことは、麻績村が躍動し続けるための行政のスリム化、効率化等、行政改革を行いますというのは27年度の文章でした。そこへ28年度は、徹底したというすばらしい文言が入ってきたと。したがって、その徹底した部分は何かと、どのように徹底したのかというところを特に聞きたくて、きょう5点目の最後に時間もありませんけれども、出したわけでございますので、ひとつ答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 行政のスリム化と効率化の関係でございますが、昨年度から取り組んでおります公会計制度の関係が固定資産の関係等、公共施設の関係、今現在調べております。これが完成しますと新しい公会計基準によりまして、住民に見やすいような状況の把握ができるというようなことにつながっていくと思っておりますので、そのようなものも今現在取り組んで、平成29年度からは活用できるような形で今考えておるところでございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 私の質問したいところは、何を徹底したかというところでいいますと、現状の、いわゆる前段、村長からも将来こういうことの予算的に必要性なものがあるんだと。そういう面では財政面でも基金の造成等非常に努力いただいているということだというふうに理解したわけですが、それら含めて現状の財政的な面での課題が整理されて、それらに向けて実行するについては、どうしても行政改革が必要だということの理解だというふうに私は思って、この文章をずっと見ていたわけでございますが、その具体的に何をどうするかというところの目標を立てないと行政改革はできないというふうに、私は感じております。

そこで、いわゆる行政改革をやる以上、職員の意識、職員の説明、そういうものは常に保たれていないと、実行というものはおくれおくれになっていくだろうと。したがって、行政改革というものは常に実行すべき事項ですので、こととして終わりということではないと思うもので、そんな面でどのような心構えというか、意識を持って取り組んでいるかお聞かせ願えればと、このように思っております。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 職員の意識というような話でございますけれども、今現在、人事評価制度というものがこれから始まっていくというような中で、職員研修を進めながら意識改革ということで、今現在取り組んでおるところでございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 具体的なものは、今、人事評価というところも出ましたので、それも1つだろうというふうに思いますし、そのほかにあるのではないかなというふうには感じますが、いずれにしましても下期がありますので、きょうの段階は、この項については以上にしておきますが、いずれにしましてもよく言われることで、最少の経費で最大の効果を上げることが求められているかというふうに思います。前段からよく話が出ます少子高齢化なり

人口対策なり、行政需要の拡大も予測されています。

また、社会、経済情勢、村民流出等もそういう動向を把握しながら、行革に取り組んでいただくことを要望いたします。

また、各事業とも下期がありますので、前期の報告いただきましたが、順調のようでございますので、後期にいたしましても期待を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問は終了しました。

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 続いて、6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田でございます。

最後の質問ですので、リラックスしてお答えをいただければありがたいと思います。

麻績村は、「明るい未来へつながる元気な麻績村」の実現に向けて6項目の村づくりをしています。その中の1つ、「自然とともに安全で住みよい村づくり」の項目があります。安全で安心できる生活環境と災害、犯罪の少ない社会をつくるために地域全体が取り組まなければならないことです。いろいろな場面でのセキュリティー、セーフティー対策についてお聞きいたします。

身近な問題として、さきに発生しました相模原の障害者支援施設でのような事件、それから以前、関西方面での小学校への不法侵入による殺傷事件がありました。その後、各種対策がとられていると思いますが、具体的に我々住民はどのように協力したらいいのか、理解しておりません。私もです。そういう現状です。学校を初め村施設の現在の安全確保策について、あわせて教育関係について質問をお願いいたします。質問内容は通告のとおりですので、一問一答方式で自席でお願いしたいと思います。

では、最初の質問ですけれども、学校ほか施設の不法侵入者に対する具体的な対策と、それからそのときの警察とか住民への通報とか協力依頼について、また周辺者として我々住民が近くにいた場合、どのような協力ができるのか、協力を望むのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 最初に、私のほうから、最初、1問目のセキュリティー対策についてまず申し上げて、それから個々の要旨についてお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

セキュリティー対策についてでございますが、村管理の公共建物施設等の保安業務につきましては、村直営で行っているもの、それから管理者が不在となる夜間等を警備会社など民間に委託しているもの、それから職員が非定期的見回り等で行っているもの等がございます。

また、情報セキュリティー対策につきましては、国・県の指導、指針等に従って対策を講じておるといふことでもあります。

聖高原の別荘地内、また聖高原駅前につきましては、防犯カメラを設置するなど犯罪抑止に努めているわけではございますが、全てがこれによって対応できるという状況には至っていないわけでございます。

また、村民が特殊詐欺などの犯罪の被害に、また交通事故に遭わないよう、機会を捉えて呼びかけるなど啓発をしているわけでございますし、今後も関係機関のご指導をいただきながら、犯罪や交通事故のない明るい村を目指してまいりたいと、こう思っているわけでございます。

具体的な事項につきましては、それぞれの担当のほうから答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから学校関係の部分を若干お話、補足を申し上げたいと思います。

学校関係のセキュリティー対策につきまして、今現在ご存じのとおり、学校の施設におきましては、小・中学校ともに開放型になっております。そんな関係で地域の皆様に気軽に学校へ立ち寄っていただく中で、そういう部分をクリアできたらなというようなことも考えている部分があるかと思っております。

しかしながら、先ほど議員さんからもお話もございましたが、世間一般では不審者が大分不法な行為をされている状況を考えております。そんな中で各学校施設におきましては、学校経営計画の中で防犯計画、不審者等の部分の対応策、いろいろ計画を持って、緊急体制を整えているという状況でございます。そんな中で、子供を交えた中で訓練を実施していると

いう状況でございます。

ただし、外から入ってきた部分でどういうふうに通報するかという部分も、通報の方法もしてございます。そんな関係も教員の間で共有しながらしっかりやっているというふうに思っております。

なお、保育園におきましても、対策はとっているという状況です。保育園で例を申し上げますと、不審者だと思いと合い言葉等が決まっております、そんな中で不審者だということがわかるような状況をとっているということでございますので、よろしく願いいたします。

なお、夜間等の部分につきましては、小・中学校とも警備会社のほうに委託をしております。そんな関係で、最初に申し上げましたが、地域の皆様方にもご協力いただくことがあろうかと思いますが、まずは小・中学校ともに開放型でございます。できるだけ学校へ足を運んでいただく中で、面識をとっていただく中でご協力願えればありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

ただ、高速道が非常に便利に使われますので、我々が今意識している以上に狙う者は狙いやすいんです。そんなことで、ぜひ過去の問題だ、災害もそうですし、窃盗や事件もそうですけれども、緊張感がなくなったところに大体発生するんです。大体そういう抜けたときに。

ですから、あえてこの問題を出したというのは、話題として共有化しながら、忘れることのないようにそれなりの、絶えずその感覚のリフレッシュをする、そういう部分が、非常に先生方も忙しいし、皆さんも忙しいと思うんですけれども、ぜひこれをしていただく、そういうチャンスも定期的にとるようなことをお願いしたいと思うのと同時に、次に、窃盗やいろいろな部分については先ほどお答えいただきましたけれども、聖高原の別荘地の盗難とか、それから身近な建設屋さんのところの盗難とか、それから私自身のうちでもピンポンとなって、出ていく前に戸があげられて、鉢合わせに近いようなことがありまして、聞いたらすぐすごととんでもない質問しながら帰っていくような者があるものですから、いろいろの部分でやっぱり緊張感はなければいけないと思うものですから、そんな意味でこの質問をしました。

ですから、まとめは次にしたいと思うものですから、盗難対策について聖高原とか高速道

路を使つての窃盗やいろいろについての対策、これはどこでお答えいただくのがいいのかわりませぬけれども、これについてはどんな感覚を行政側としては持つておられるのか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、防犯対策についてお答えさせていただきますけれども、村内に防犯カメラ、聖高原駅に3カ所、聖高原に8カ所10基というような形で設置をしております。おかげさまで防犯カメラ設置以来、大きな事件が起きていないということで、これを公表したりしておりますので、抑止効果もあるものと考えております。

また、情報共有でございますけれども、情報共有におきましては、毎年12月初旬に麻績村生活安全推進協議会と防犯協会の合同会議を実施しておりまして、その中で情報交換をしているところでございます。

また、麻績村消防団におきましては、6月から9月におきまして、夜間の巡回をしていただいているというような状況でございます。また各地区の防犯ということで、防犯灯の設置の補助というような形もさせていただいております。

また、高速道路というようなこともございますけれども、事件がありますと警察等と連携がありまして、村内の広報無線等で村民の皆様には情報提供もさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） あらゆる機会を通して切れることのないようにそれなりに住民が緊張感を持っていれば、おのずから災害、防犯とか、そういうことが対応ができるんじゃないかと思ひます。不審者というか、空き巣に入る人間とかいろいろ見たときに、挨拶されるようなことを嫌うようですね。小・中学生は挨拶運動で非常に我々住民に対してきちっと挨拶をしていただいておりますし、気持ちよく受けていますけれども、ぜひ住民も含めてこの挨拶運動はしたほうがいいかと思ひますので、ぜひそんなPRもしていただければありがたいかな、それが学校ほかの不法侵入とか防犯対策になるかと思ひますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

次、3番なんですけど、高齢者世帯を狙つての特殊詐欺や悪質な訪問販売については、広報無線等で同報無線でやっていただいておりますけれども、現在の状態と、それから通報についてはどんなふう把握して今やっておられるのかお聞ひします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、特殊詐欺につきましてお答えさせていただきます。

特殊詐欺につきましては、さまざまな機関の努力や啓発活動の成果で、長野県全体で平成28年度は前年に比べて23.2%減っているというふうにお聞きしております。麻績村でも平成27年度、実被害の報告というものはありませんでした。

先ほど議員さんからもおっしゃられましたように、村としましては平成27年度まで、それぞれ行政防災無線、啓発チラシの配布、それからあと公民館報等への掲載等で、いわゆる啓発をしてきておりますが、何分にも高齢の方々を対象としたものが多いということで、自主的に高齢の方々の訪問等を含めての支援をしております。老人クラブなど高齢者グループへの啓発、それから独居高齢者への民生委員からの訪問啓発、それからあと民生委員さんのほうへ講座を開きまして、いわゆるその指導者養成というようなことを行ってまいりました。

平成28年度からは新たに次のような見守り活動を始めました。さきにもお話ししましたように、介護保険計画の地域支援事業のほうで麻績村生活支援協議体が発足したところでございますが、そのこのところで短期目標、中期目標、長期目標というふうに目標をつくっておりますが、その短期目標を高齢者への日ごろの接点での活動ということで、高齢消費者被害防止見守りネットワーク活動の実施を開始しております。これにつきまして、もともと生活支援協議体につきましては、いわゆる商工会、郵便局、JA等までも入りまして、いわゆる一般の民間団体が入っております。各団体等の関係で、それぞれの立場で地域をさりげなく緩やかに見守っていくということは大変大切なことで、これが適切な支援につなげていきたいというふうに考えています。

現実に平成28年度の、成果というほどのものではありませんが、特殊詐欺ではありませんが、やっぱり消費者被害に遭ったものが、いわゆる民間の事業者からの、本人からのいわゆる相談ではなく、民間の事業者からのいわゆる通報的なもので、1件救えたというものがございまして、これにつきましては、大変効果があるものというふうに期待しております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） やっぱり年寄りというか高齢者は、直接面通しでもって説明していただくのが一番だと思いますので、ぜひそれを進めていただきたいと思いますし、あわせて前にもこれちょっと確認をさせていただきましたけれども、老人が1人でおった場合に第一相談者というのが多分、現段階、現在は、もう何回もこれをPRされていますので、決めてあるかと思いますが、なかなか第一相談者に確認したり、いろいろができないような状

態でなった場合には、誰に相談したらいいかというときには、ネットワークシステムでもっていろいろやっておられるようですけれども、誰もいないときにはぜひ役場への電話を優先していただいて、役場のほうで対応をお願いしたい。

独居老人というか、老老世帯やいろいろについて相談相手に、間違いなくここにはどなたかがおられますので、電話に出られるかと思いますので、誰もいなかった場合の緊急の場合の相談者にはなっていたらなというようなふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

そんなことを要望を求めまして、3番の特殊詐欺の対策についての質問は終わります。

次に、ちょっと漠然としまして、交通安全と書いてあります。交通安全対策については、先日、筑北村において死亡事故無事故記録の表彰の辞退の記事がありました。単車の事故による死亡事故が発生したとのことだからというふうに理解していますけれども、ことしの長野県下は非常に死亡者が多く、より安全運転が必要と思えます。麻績村の現状についてどんなふうに理解しているのかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 麻績村の交通安全対策でございますけれども、交通安全協会麻績支部の皆様初め、議会の皆様、PTA、商工会などの皆様のご協力をいただく中で街頭指導、また春秋の交通安全運動等を行っているところでございます。

麻績村の現状でございますけれども、8月29日に麻績村交通安全推進会議を行いまして、その中で麻績村の状況等も確認をしておるところでございます。今、麻績村の状況としましては、死亡事故等はないものの、事故件数としては昨年に比べて多目になっておるところでございますので、これからまた秋の交通安全運動もありますので、啓発普及に努めてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

ぜひ、その数値とかいろいろも含めてのPRもお願いしたいと思えますけれども、私の把握している内容で見ますと、ことしも、当たり前のようすけれども、高齢者に関する事故が非常に多くなっている現状である。高齢者は当然ながら、身体的機能の低下や認知力も落ちますし、それなりの安全運転をしているつもりのような運転で、逆走もあります。

そんなことから、そういうことのないようにということで、免許証の自主返納制度がある

と思いますが、車の運転に不安があっても地域の状況を見たときに、どうしても運転しなければならない、そういう状況があります。でも、事故を起こしてからではもう遅いんです。危険は早目に対策をとらないとできないと思いますので、現在の、いろいろとマスコミでも報道されていますけれども、長野県全体のものも出ていましたけれども、麻績村の免許証の返納状態というか安全対策について、何らかの考え方があるのかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 高齢者の免許の返納の関係でございますけれども、本年3月にも同様の一般質問がありまして、具体的な数字については、まだ把握ができない状況ではございますけれども、高齢者の安全につきまして、先ほど申し上げました麻績村交通安全推進協議会でもご提言がありまして、その関係についてまた検討をするというような話もございまして、関係機関のほうで今後検討になっていこうかなと思っておるところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） いろいろの問題が絡まってくるので、一概に簡単にできるものではないかと思っておりますけれども、免許証の自主返納者に対して、松本や県か、いろいろなところがあるようでございますけれども、状況を加味しながら支援策があるようでございます。循環バスの有料ですけれども、幾らかの支援とか、そんな検討もいただければ。

なぜかという、安全対策をしているというのを住民に知らせるためにも、それほどのお金がかからずにこの辺はできるのではないかなというふうに思っていますので、そんなことを加味していただけたらどうかなと思っています。

危機管理とかセーフティーとかセキュリティーというのは、先ほど総務課長も言いましたけれども、情報の発信と徹底だと思いませんか。右の耳から入って左の耳に抜けて実際の行動にならなければ意味がありませんし、情報発信と徹底だと思えますし、それからこの情報発信につきましても、災害のときじゃありませんけれども、ちゅうちょすることなく発信していただいて、徹底をお願いいたしまして、セキュリティーについての1番の質問は終わります。

続いて、教育についてお聞きます。

まず、防災教育についてどのように考えておられるのか。

何回も防災訓練はしていただいているかと思っておりますけれども、特にここは学校を含めた全体の部分でできればお願いしたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、私のほうから学校関係の部分でございしますが、よろしく
お願いいたします。

学校関係につきましては、先ほど申し上げたとおり、学校の経営計画の中で防災教育等、
計画をうたってございます。そんな中で防災・防犯を含めまして中学は3回程度、小学校も
2回程度やっている部分がございます。そんな中で教職員の研修も含めて行っている状況で
ございます。例を挙げますと、筑北中学あたりは、実際には安曇野警察署をお願いして講習
を受ける等の部分も行っております。

また、小学校、保育園につきましては、防災の関係で地震体験車等を利用する中で、年1
回はそういう危機感を覚えるという部分も踏まえて防犯・防災教育をしているところでござ
います。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私も中学の防災訓練は特に見せていただきませんでしたけれども、先
日、小学校の防災訓練を見させていただきました。頭を保護するために頭巾をかぶりまして避
難していましたが、きびきびとしたよい訓練だったと思います。訓練の後で講評で、自分の
身は自分で守ることを村長は伝えていました。私も事実だな、よい講評ですばらしかったな
と思ったんですけども、ちょっとこんなことを聞いたんです。校庭で遊んでいるときに訓
練が始まったら、慌てて校庭から校舎へ入って自分の教室の机の下へ潜って、それから訓練
をして、それから出てきたというようなお話も聞きました。

なかなか知識として防災訓練と、自分の命を守るといふか実訓練と、知識と行動を理解さ
せるのは難しいことかもしれませんが、ぜひそんな意味でも、そういうことを教えて
いただければありがたいなというふうに思います。防災訓練はきちっとやっていただいでい
ますし、いろいろな部分で大丈夫かなと思いますけれども、私自身も大丈夫かなと思うとこ
ろにすきがあるような気がしますので、ぜひそんなことをお願いいたします。

次に、食育についてなんです。

食育についてお聞きしたいと思いますが、総花的で非常に細かいことですので、答えがど
ういうふうになるのかちょっとあれなんですけれども、現在の子供たちの状況を聞いたとき
に、好き嫌いについてとか、魚料理と肉料理についてとか、食べ残しについてどんなようか、
私自身余り知らないもんですから、それと自分たちで育てた野菜を使つての昼食会等の記事

はよく見ますけれども、地元野菜ほか農産物についての地産地消使用量、その辺についてどんなにかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、食育の関係でございますが、食育につきましては、それぞれの学校等で栄養士を配置する中で食育を行っております。できる限り地元食材を利用することとしておりますが、そんな中で特に米につきましては、地元産はぜかけ米を利用するというので、学校給食会の部分の米を使わず地元産の米を使わせていただいているということでございます。そんな関係でやっておりますが、実際には麻績小学校の場合はあさつゆ産、また筑北中学校の場合は両村にまたがりますので、まんだらの庄と、それとあさつゆということで半々に分ける中で実施をしております。

議員さんのおっしゃられます野菜等の地元の食材でございますが、やはりできる時期がみんな同じだということ。また量的な部分等を考える、また安全性考える中、いろいろありますが、実際に少しずつではありますが、使わせていただいております。そんな関係で量としてはちょっと野菜の部分については把握はしておりませんが、できる限り地元を利用させていただきたいということでございます。そんなことでやらせていただいております。

また、そんな中での給食の部分でどうなのかということでございますが、給食、栄養士の先生方の努力によりまして、試食会をさせていただいても非常においしくできております。おかわりする生徒が多く、給食として出されたものには残飯はほとんどないという状況でございます。残飯が出るとしたら、最初の下ごしらえのときに出る皮等が残飯の1つに入るのかなという部分でございます。

そして、好き嫌いの部分でございますが、小学校の試食会、また中学の試食会、見ておりましたが、好き嫌いが残す子供はほとんどいません。内容をちらっと見てみると結構友達同士の中で交換している部分もあろうかなというふうにはちょっと感じてはおりますが、ほとんど残飯、好き嫌いなくやっております。

そして、アレルギー性の部分も保育園からの情報を全部提供する中で、アレルギー対策もとっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

比較的素直に子供たちが育っていて、好き嫌いや、それから魚料理とか肉料理なんて言わずにみんなが食べているのが目に映るようでございますが、いいなというふうに感じました。

ぜひそんな形で続けていただければと思います。

次にですけれども、食育基本法というのがありまして、ご存じだと思いますけれども、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し」という健全な人間を育てるいろいろのもので一番のものだという、基本法に書いてあって、第1条では、近年におけるなかなかこの食育が国民の食生活をめぐる環境が変わってきちゃったから、非常に目的としてなかなか難しい。健全な心身を培い豊かな人間性を育むためにこの食育を必要であるというふうな部分があって、食育基本法ですね、その中に第4条に「食育推進運動の展開」というのがありまして、食育推進計画をつくれという文がこの食育基本法の中にあります。

それで、これに対してどんな動きが今あるのかと、あわせて住民も含めてこの食育基本法を使った食育推進運動を展開して、いろいろの食品を、地域の生産者も含めていろいろ一緒につくって一緒に使えというふうになっているんですけれども、第5条には保護者、教育関係者の役割というようなことと、それから33条までありますけれども、そんなことがあるんですけれども、これについてどんな形になっているかを……。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 学校関係におきましては、給食指導運営計画とか給食指導要綱とかいうことでつくる中で計画を立ててやっております。

そんな中で、小学校につきましては、どんなものがその部分だということで、一応研究する中で各学年、野菜を一生懸命つくっております。そんな関係から踏まえて食育のほうの勉強をしているというふうに考えております。

また、中学につきましても、しっかり給食の時間、役割分担をしまして、それでそんな中できょうのおかずのもとは何だとか、いろいろな部分をみんなに公表とかお話をする中で、当番制で自分たちの食育について研究をしているということになります。

また、保育園につきましても、自分たちでサツマイモとか野菜をつくる中で、自分たちのつくった野菜のおいしさ等も確認する中で食育に努めているということですので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 法律ですから、食育基本法という法律があって、第4条に、もっと細かく言いますと、食育推進運動の展開。食育推進運動をするために活動は、国民といいます

から村民、民間団体等と自発的意思を尊重し、地域の特性を配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体と一緒に入りながら、連携を組み合わせながら、食育を育てていくという部分があるものですから、これは農業分野の人や生産者を含めていろいろできるものですから、相当に、食は経済活動の基本ですから、村の産業とか農業育成にもつながっていくんじゃないかと思うんです。

ですから、食に関する総合的かつ計画的なそういうことを踏まえれば、いろいろな面でもって活用ができるかと思うものですから、現在行っている状況はそれで結構ですけれども、ぜひそんなことも食育推進計画も練ってほしいと思います。

当然、食はその人間の一生、食べることはその人間が生きていくために絶対のことですから、当たり前のことですけれども、将来にわたる健康で文化的な国民の生活を、豊かで活力ある社会の実現に向けては、絶対食育は必要だと思いますので、ぜひ食育推進計画のほうもまた頭に入れておいてやっていただければと思います。

続いてですが、全国小学校・中学校の学力検査の結果がそろそろだと思うんです。いろいろの問題がありまして、ちょっとおくらしているかと思いますが、学育、体育、徳育についての、おとしは、お聞きしましたら、非常に麻績村に関係する部分でのこの結果はいいというのを聞いていますけれども、現在どんなふうに把握されているのかお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 学力調査につきましては、終わったということですが、今おっしゃられたように諸問題がございまして、まだ公表に至っていないという部分がございます。そんな中でこれから麻績村の関係につきましても、教育委員会等へかかる中でどういうふうにするか、分析する中で公表を進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） レベルという言い方は余りよくないかもしれませんが、学育、体育については、ぜひ今の現状のレベルを落とさないような、落ちたならば反省しながら、その補完するようなことも考えながら、ぜひやっていただきたいと思います。

次にですが、これも新聞報道なりいろいろですけれども、小学校5年生から英語教育をやる、来年からやるようですね。これに対してもなかなか今の先生がそれをやるわけですから、難しいようではありますが、麻績には非常に身近に見本のない先生がいますので、ぜひその活用もお願いしたいと思います。個人的につながりの中からその情報を得たときに、もう既

に何か生坂村からは声がかかったり、いろいろしているなんていう話も聞いていますので、ぜひ英語教育についてもそんなことをお願いしたいと思うんですけども、これに対しては現在どんな形になっているんですか。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 小学校5年から英語教育の部分が出てきております。村でもこれに対応すべく今検討しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひそのときにどこかの隅においていただいて、それなりに活用をお願いしたいと思います。

次に、4番目の学校統合の姿勢につきましては、2番目の議員のところでは質問とダブリましたので、特につけ加えてこんなことを言っておきたいという部分があるならばお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ありがとうございます。出番をつくっていただきましてありがとうございます。

恐れ入りますが、先ほどのご質問にちょっとさかのぼって私のほうからつけ加えさせていただきます点がございますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、先ほどのご質問の防犯、交通安全というご質問の中で、おっしゃるとおりでございますが、やはりここもっと大事なものは、自己責任と申しますか、これも大事ではないのかなと、そう思っているわけでありまして。自己責任が第一、そして次に行政、あるいは関係機関、あるいは住民組織、いわゆるこういった皆さんの、いわゆる第二の立場の皆さんが力を合わせてやっていくことが大事だというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それと、自動車運転の免許の返納につきましては、以前にも答えさせていただいておりますが、実は麻績村におきましては、これを積極的に進めていくということにはなれないという現実があるということをご理解いただきたいなど、こう思っております。

例えば、どんなことで申しますと、農作業についても軽トラックに乗らなければ農作業ができない。それから老老世帯が農業をしたりしているわけがございますから、そういったところで車に乗れないということになりますと、そういった皆さんが何もせずうちにずっと

といるだけということになってくる。そうなると、交通安全ということは確保できたとしても、それ以外の大きな課題が出てくるのではないかなと、こう思っているわけです。

ですから、自主返納ということは積極的に進めることができないという現状にあるということもご理解いただきたいなと、こう思っております。

さて、学校統合の基本的な考え方でございますが、小山議員さんにもお答えをしたわけでございますが、もう一度、大事なことなものですから、答えさせていただきませんが、学校問題につきましては、これ統合問題でございますね。これにつきましては、筑北村さんからの申し出により中断して以来、麻績村としての表立った動きはありません。

そして、教育委員会には内部での研究・検討を進めていただいておりますが、筑北村さんの動きを見きわめながら進めなきゃならないという点があるわけでありまして。この統合問題につきましては、ですから、そういったことを見きわめながら進めていくということでありまして、まだ結論に至っていないということを知っているわけでございます。

筑北村さんの最終的な考えはまだまだ聞いてはおりませんが、どのような方向になったとしても、麻績村の子供たちの学ぶ学校をなくすわけにはいきません。ですから、学校につきましては、そうなれば麻績村ではきちんとやっていくということには変わりはないわけでありまして。ですから、これは小学校についても中学についても、学ぶ場がなくなるということとは絶対ないということをご安心いただきたいと思っております。

そして、そうなりますと、やはり小規模であれば小規模なりきの特徴を生かした教育、これができるわけでありまして、それをするのが望ましいと、こう考えているわけでありまして。これからもよりよい一人一人の個性を伸ばす、そんな教育を、質の高い教育を目指していきたいと考えているわけでありまして。

そしてあわせて、子供がいなくなる、いなくなるということだけではなくて、これからも引き続き子供がふえていく、子供をふやす、そんな政策をあわせて展開していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

無理にやれということになしに、免許証返納は無理にやるとひずみが出ますので、やっぱりこういう場所ですから。だけれども、返納した人の話を聞くと家族が心配しているくらいな人とか、いろいろの部分があったときにその人を納得させるためにも、交通安全をしてい

るよということが外に出るくらいの情報発信はしていただけたらなと思っていますので、ぜひ一番最初のことについてお願いいたします。

続いて、学校統合についてですけれども、学校統合についての私、記事を読んだときに、何か一番新しい学校が有効だからそちらに統合するというような方向性が出ているような形を見ましたけれども、現実論としてそれがいいのかなんていう感じも私個人としては受けました。

ただ、ぜひそんなことも踏まえたときに、先ほど村長も言いましたけれども、教育は昔から百年の計と言われていきますので、ここ一、二年なり、ここ10年ぐらいのことの換算でなくて一時的な判断でなく、しっかりと十分な検討をお願いしたいと思います。ただし、現在、児童というか学生がいますので、その子供たちが動揺するようなことのないように、きちっと勉学ができるように、そんな形をお願いしたいと思います。

ただ、あわせますと子供たちの育成期というか成長するときの時間は本当に大切ですので、いかに重要な時間をとれるとか、それから発想や創造の時間をより多くする。そのためには学住、学ぶところと住居が近いのが当たり前で一番いいことなんですけれども、そんなことは当たり前なことなものですから、大人のエゴにならないように状況をしっかり把握して、十分な検討をお願いしたいと思いますし、もしそういう相談なり、何か右往左往するようなことがあるならば、それに対する答えを出すというか、それに対して答弁してくれる、その場所は教育委員会なり教育長のところかと思うんですけれども、ぜひそんなことを道筋をつけていただいて、対応していただければありがたいのかなと思います。

それから、新聞報道を見ますと、小・中学生の学力向上外部委員会というのが県で発足したようでございます。長野県が余り学力がよくないからなのかどうか、それはちょっと私の推測ですから個人的な感覚ですけれども、そういうのが始まったようです。地域を含めて全員で子供たちを育てることが未来につながる元気な麻績村になることだと思いますので、ぜひそんなことを伏してお願いしまして、私の質問は終わります。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問が終了しました。

以上で通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました陳情2件の審査をした結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりあります。

第28－4号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める陳情については、採択としました。

福祉医療費の無料化の対象は、各市町村によって異なりますが、長野県では窓口で医療費を支払って後、2から3カ月後に1レセプト当たり500円の受益者負担金が引かれた金額が指定口座に振り込まれる自動給付方式になっています。経済的に困難を抱えた世帯が当面の医療費の心配をしながら受診を控えるケースもあり、疾病の早期発見、早期治療がおくれる事態も生じています。全国的には2015年4月現在で子供の医療費で38都府県、障がい者医療では29都道府県で窓口無料制度が実施されているため、当委員会は本陳情趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

次に、第28－5号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情については、採択としました。

長野県の私立高校は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって学習、文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。

しかしながら、私学の助成の主体をなす国からの補助金は、一定の前進は見られるものの、生徒の減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっています。

2010年度より高等学校就学支援金政策が実施され、私学に通う生徒も就学支援金が支給されました。しかし、多彩なカリキュラムを持つ私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えてくれているため、委員会では本陳情趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情2件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） 28－4号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出を求める陳情についてを採決いたします。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、28－4号の請願は採択・意見書提出としてお

ります。

委員長の報告のとおり28-4号の請願については採択・意見書を提出することにご異議ございませんか。

[発言する者あり]

○議長（尾岸健史君） 失礼しました。

28-4号の請願ではございません。陳情でございます。訂正しておわび申し上げます。もう一度申し上げます。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第28-4号の陳情は採択・意見書提出としております。

委員長の報告のとおり第28-4号の陳情については採択・意見書を提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第28-4号の陳情は採択・意見書を提出することに決定いたしました。

続いて、28-5号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情についてを採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第28-5号の陳情は採択・意見書提出としております。

委員長の報告のとおり第28-5号の陳情については採択・意見書を提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第28-5号の陳情は採択・意見書を提出することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成28年第3回麻績村議会定例会第2日目を終了し、散会といたします。

なお、この後、議員控室において打ち合わせ会を行いますので、議員の皆さんはお集まりください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時40分

平成28年第3回麻績村議会定例会 (第3日)

議事日程(第3号)

平成28年9月14日(水)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成27年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成27年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成27年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成27年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 平成27年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第 1号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 2号 | 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 3号 | 平成28年度麻績村一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第 4号 | 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第 5号 | 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第 6号 | 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1 |

号)

- 日程第16 議案第 7号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第 8号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第 9号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第10号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第11号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第22 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第 3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 発議第 1号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出について
- 日程第25 発議第 2号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出について
- 日程第26 発議第 3号 議会議員の派遣について
- 日程第27 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員(7名)

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(9名)

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	塚原敏樹君
住民課長	峰田江津子君	教育次長	森山正一君

観光課長 宮下伸一君

事務局職員出席者

議会事務局長 江森勇夫 書記 岩淵美奈

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成28年第3回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第1、認定第1号 平成27年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般にわけて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

その際、ページを言って質問してください。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾岸健史君） 全員起立。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、認定第2号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、認定第3号 平成27年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、認定第4号 平成27年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定しました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、認定第5号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、認定第6号 平成27年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、認定第7号 平成27年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、認定第8号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、認定第9号 平成27年度麻績村観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、認定第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、認定第9号は原案どおり認定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第3号 平成28年度麻績村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

小山議員。

○1番（小山福績君） 1番、小山です。

補正の14ページ、最下段、土木費ですが、道路等維持補修請負費、この部分ですが、2,000万円の補正がされているわけですが、これは地区要望に対応するためという説明をお聞きしたんですが、現在の地区要望の件数をわかりましたらお願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 現在でございますけれども、地区要望につきましては、7月現在でございますけれども、268件でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 今までですと、緊急性のあるところから各地区要望に対応していくということでしたが、ここで補正を組んだわけですから、各地区に偏りのないように平等にやっていただくことと、おおむね何件くらい、工事の大小にもよりますが、おおむね何件くらいがこの268から処理できるとお考えですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 2,000万円補正をさせていただきまして、緊急度の高いところ、それから重要度の高いところというところから手をつけさせていただきたいと、また議員のおっしゃられるとおり、ある程度地区全村に振り分けた中で、地区の要望を少しずつ減らしていきたいというふうに考えております。

件数でございますけれども、地区の要望についてはそれさままでございまして、工事の

大小によって件数等が変わってまいります。現時点では、精査してございませんので、何件ぐらいということをお願いできないということでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほども申しましたように、各地区、うちのほうは1個もやってもらわなかったが、ほかのほうは何件もやったじゃないかということのないように、あくまでも小さい工事でも、大きい工事でも、緊急性も踏まえた上で、なるべく平等性のある仕事をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 坂口です。

ページ、12ページの民生費のところの包括支援センター費についてですけれども、負担金のところの認知症初期集中支援チーム員研修費、それから認知症地域支援推進員研修会、この内容と、それからこの特に認知症については非常にこれからも問題になっていくと思いますので、包括支援センターの中でどのようにこれから取り組んでいくかも含めて、ちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、負担金の認知症初期集中支援チーム員研修と認知症地域支援推進員研修ですが、ご存じのように、認知症初期集中支援チームにはサポート員のほかに認知症地域支援推進員が欠かせません。こちらのほう、1名、役場職員ですが、研修を受けてもらうということで、旅費等につきましては、別途介護保険の特会のほうに盛っております。国庫補助事業です。それから認知症の初期集中支援チーム員もあわせて、役場職員が1名参加をいたします。これも旅費については補助金の該当です。ですので、介護保険特会のほうに入っています。ただし、研修費につきましては、いわゆる補助対象ではありませんので、一般会計のほうのこちらに盛りさせていただきました。

今のところ、サポート員がこれで研修が終了し、これらの初期集中支援チームの委員になるべき者が研修を終えますと、一応平成29年の当初までには一回立ち上げを行いたいというふうに思っています。ただ、やはり初期集中支援チーム、何かところら辺のところにつつま

しては、専門医のかかわり方等についても、やはり課題のあるところではありますので、今現在、塩筑の医師会のほうでも研究会をつくって実施しておりますので、そちらのほうともすり合わせをしながら実施をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第4号 平成28年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第5号 平成28年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、議案第6号 平成28年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、議案第7号 平成28年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、議案第8号 平成28年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、議案第9号 平成28年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第19、議案第10号 平成28年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第20、議案第11号 平成28年度麻績村観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

峰田議員。

○6番（峰田 昶君） トイレがきれいになって、大変うれしく思うんですけども、観光事業が麻績村の非常に重要な事業であるということを鑑みたときに、私の体験というかいろいろで、観光地へ行ってトイレをしたいなというときに、何となしに古めかしくにおうトイレに入りまして、ああ、余りきれいでなかったな、どうだったのかなと思う心残りを残しながら帰ってくるような観光地が非常にあったようなふうに感じております。

そこで、聖高原を美しくする会というような会で、道路の沿線をきれいにしたり、非常にいろいろの努力をしているものですから、それともう一つ、多目的トイレにつきましては本当にありがたく、これから若い人たちがぜひ子供さんを連れて行くときには有効に活用いた

だけるかと思っておりますので、ありがとうございます。

そんなことで、当然ながら賛成している立場からお話ししてはいますが、掃除用具の入れる場所がちょっと減るわけですが、ぜひその後の補修というか、汚れたときの対応をちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、ぜひ、幾日も汚れたままでおるようなことのないようなことをお願いいたします。そんなことなんですが。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

観光課長。

○観光課長（宮下伸一君） 観光地、聖高原の一番のメインの公衆トイレでございます。毎日、当番を決めて、清掃のほうをやっているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎同意第1号～同意第3号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第21、同意第1号 教育委員会教育長の任命について、同意第2号 教育委員会委員の任命について、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3議案を一括上程といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、提案理由を申し上げます。

同意第1号 教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新たな制度による教育委員会の教育長として麻績村麻3134番地、飯森力氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものであります。

任期は平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、同意第2号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

麻績村日1714番地、中條勝夫氏が平成28年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日の4年間となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員の若林基宜氏が平成28年9月30日任期満了となることから、引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、同意第1号及び同意第2号、同意第3号について全員協議会にて議案提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へご移動願います。

休憩 午後 2時01分

休憩 午後 2時13分

○議長（尾岸健史君） それでは、会議を再開いたします。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第21、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

質疑を行う前に、関係者であります飯森教育長の退席を求めます。

〔教育長 飯森 力君 退席〕

○議長（尾岸健史君） 事務局で議場の閉鎖をしてください。

それでは、質疑を行います

同意第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第1号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第1号に同意することに決定いたしました。

飯森教育長、席にお戻りください。

事務局、開放願います。

〔教育長 飯森 力君 入場〕

○議長（尾岸健史君） それでは、ただいま教育長に任命されました飯森力君から、その場に

おいて挨拶をお願いします。

飯森力君。

○教育長（飯森 力君） 貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございます。

一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議会の同意をいただき、村長の任命によりまして、10月1日より新たな教育委員会制度による教育長という重責を担わせていただくことになりました。もとより浅学非才の身、新制度によります教育委員長と教育長を一本化した新教育長の重責に身の引き締まる思いをしております。

また、平成26年10月より2年間、多くの方々からご指導、ご鞭撻を賜り、微力ではありましたが、教育長を務めさせていただきました。この場をおかりし心より深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、ご存じのとおり、新たな教育委員会制度は地域の民意を代表する村長とその連携を強化、密にする中で、さらなる教育の推進を図っていくものであります。村では平成27年度において、麻績村教育総合会議を開催する中で、村長の教育方針をお聞きし、また第6次麻績村振興計画、また教育委員会の主要事業計画等をもとに教育委員会と協議、調整を行う中で、28年3月に麻績村教育大綱を策定いたしました。麻績村教育大綱は基本目標を学び、育み、生涯を豊かに生きると定めております。

子供たちが心豊かに育ち、家庭、学校、地域が1つになって子供を育てるためのよりよい環境づくりに努めるとともに、住民の誰もが自己目標の実現ができるよう学習環境の整備や、一人一人が生涯輝くことのできる教育を推進していきたいというふうに考えております。ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

また、事業推進に当たりましては、今日まで麻績村の教育を築き上げていただきました先人の皆様方に敬意を表すとともに、継承する中で微力ではありますが、誠心誠意努力をしてまいりたいと思います。

今まで以上に村民の皆様、また議員の皆様にはご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第22、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第2号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第2号に同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第23、同意第3号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を行います。

同意第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、同意第3号について質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、同意第3号に同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第24、発議第1号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

7番、坂口和子議員。

○7番（坂口和子君） これ、提出理由、この間、文教委員長がやったのでいけないんですか。

○議長（尾岸健史君） この間のあれはあくまで委員長報告で、きょうは発議ということですので、この間は審査の委員長報告です。きょうのは発議で、これによって意見書提出になります。そういうことでご理解いただきます。

○7番（坂口和子君） わかりました。

この窓口での支払い業務については、長野県は取り入れられてなくて、それで、県のほうへその申請をしてもらいたいという意見が提出されておりましたので、私たち委員で検討した結果、提出することになりました。

○議長（尾岸健史君） ちょっと議運の委員長さんに、それと社文の委員長さんにこちらへちょっとお願いしたいんですが。

それでは、再度、日程第24に移りたいと思います。

発議第1号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

7番、坂口和子議員。

こちらへお願いします。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 発議第1号 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める長野県への意見書の提出の趣旨説明を申し上げます。

現在、貧困層の拡大とともに、子供を抱える若い世帯、母子家庭、障がい者やその家庭では、大変な経済的困難を抱えながら生活しています。

福祉医療費の無料化の対象は、各市町村によって異なりますが、長野県では窓口で医療費を支払った後、2から3カ月後に1レセプト当たり500円の受益者負担金が差し引かれた金額が指定口座に振り込まれる自動給付方式になっています。経済的に困難を抱えた世帯が当面の医療費の心配をしながら受診を抱えるケースもあり、疾病の早期発見、早期治療がおくれる事態も生じています。

全国的には、2015年4月現在で、子供の医療費で38都道府県、障がい者医療では29都道府県で窓口無料制度が実施され、医療費の心配なく受信できる制度が定着しています。

以上のことから、長野県でも子供、障がい者等の医療費窓口無料化を実施するよう求めるものです。

○議長（尾岸健史君） 趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第25、発議第2号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

3番、塚原議員。

[3 番 塚原利彦君 登壇]

○3番（塚原利彦君） 発議第2号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出について趣旨説明を行います。

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって学習、文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学の助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒の減少期の現在、市立高校の経営は極めて厳しいものになっています。

2010年度より高等学校就学支援金政策が実施され、私学に通う生徒にも就学支援金が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担は深刻な状況がまだ続いております。多くの保護者、生徒が公立学校との学費差をなくしてほしいと願っています。

多様なカリキュラムを持つ私学は、子供たちに大きな夢と可能性を与えてくれています。公教育の一翼を担う私学振興のために、私立高校に対する公費援助を求めるものであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第26、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第27、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月7日に開会されました第3回麻績村議会定例会におきましては、平成27年度決算認定を初め、条例の制定、改正、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算、重要な人事案件等の議案を提出させていただきました。

これら全議案について慎重にご審議賜り、全議案、原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、職員ともども目的が十分達成されるよう全力で当たってまいります。

一般質問におきましては、今日の課題や今後の麻績村発展に向けての重要な事柄など、真剣に論議をさせていただきました。また、多くの貴重なご提言も賜りました。このことにも重ねて感謝を申し上げます。

監査委員さんからのご意見にもございましたが、今後とも健全な財政運営に配慮し、貴重な財源を一層効果的に活用し、元気で希望の持てる麻績村づくりに邁進してまいります。

いよいよ行政では上半期を終えて、今年度の締めくくりと来年度への向けての準備と、重要な下半期を迎えます。議員各位には引き継ぎのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今期定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成28年第3回麻績村議会定例会を閉会といたします。

なお、会議終了後、打ち合わせ会議がありますので、議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

長期間、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時33分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員